

第3期

御殿場市教育振興基本計画

2026
|
2030

誰一人取り残すことのない学びの実現に向けて

御殿場市教育委員会



はじめに

～ 誰一人取り残すことのない学びの実現に向けて ～

御殿場市では、令和8年度から「第五次御殿場市総合計画」がスタートし、これからのまちづくりの方向性が示されました。人口減少や価値観の多様化、デジタル技術の急速な進展など、社会はこれまでにない速度で変化しています。このような時代にあって、子どもたちが自らの可能性を信じ、心身ともに健やかに成長し、未来を主体的に切り拓いていくためには、学力のみならず、幸福感や生きがいを感じながら学び続けられる環境が不可欠です。本市では、こうした視点を重視し、教育の基盤として「ウェルビーイング」の考え方を大切にしています。

第五次御殿場市総合計画の策定に合わせ、本市の教育の最上位指針である御殿場市「富士山のように大きな心を持った人づくり」大綱（教育大綱）を改定しました。新たな大綱では、「懐の深い人づくりを進める」ことを基本理念としています。この理念は子どもたち一人ひとりが安心して学び、挑戦し、他者とつながりながら成長していくことを通じて、心の豊かさや幸福感を育むというウェルビーイングの視点が込められています。学力の向上はもちろん、非認知能力の育成、地域への愛着、協働する力、そして自分らしく生きる力を育むことが、これからの教育に求められています。

この教育大綱の理念を具体的な施策として推進するため、本市では「第3期御殿場市教育振興基本計画」を策定しました。本計画は、今後5年を見据え、学校教育、生涯学習、社会教育、文化・スポーツの振興など、教育に関わる幅広い分野を体系的に整理したものです。特に、子どもたちの学びを支える教育環境の整備、ICTを活用した学習の充実、地域と学校の協働体制の強化、誰もが学び続けられる生涯学習の推進など、総合計画と教育大綱の方向性を踏まえた重点施策を明確に示しています。

さらに本計画では、教育を行政だけの取組と捉えるのではなく、市民一人ひとりが学びの担い手であるという視点を大切にしています。子どもたちのウェルビーイングは、家庭の温かなまなざし、地域の多様な大人との出会い、そして学校の専門性ある教育が相互に支え合うことで育まれます。地域の文化や自然、歴史を活かした学びの場づくり、世代を超えた交流の促進、地域課題の解決に向けた探究的な学びの推進など、御殿場ならではの教育の可能性を広げる取組は、子どもたちだけでなく、地域全体のウェルビーイングの向上にもつながります。

未来を生きる子どもたちは、これから多様で複雑な社会に向き合うこととなります。その中で、自ら考え、判断し、行動し、他者と協働しながらよりよい社会を創り出していく力を育むことは、教育の最も重要な使命です。本計画が、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの成長と幸福を支えるための羅針盤となり、御殿場市の教育が更に発展していく契機となることを願います。

目 次

| | | |
|------------|--------------------|----|
| 第1章 | 計画の見直しにあたって | 1 |
| 1 | 計画見直しの趣旨 | 2 |
| 2 | 計画の位置付け | 3 |
| 3 | 計画の期間等 | 4 |
| 第2章 | 本市の現状 | 5 |
| 1 | 教育を取り巻く社会情勢 | 6 |
| 2 | 統計資料からみた本市の現状 | 8 |
| 第3章 | 施策及び主な取組 | 11 |
| 1 | 政策の体系図 | 12 |
| 2 | 政策と取組について | 15 |
| 第4章 | 計画の推進 | 77 |
| 1 | 計画の推進体制 | 78 |
| 2 | 計画の進捗管理と評価 | 78 |
| 資料編 | | 79 |
| 1 | SDGsにおける目標と対応する政策 | 80 |
| 2 | 統計資料からみた本市の現状（詳細） | 81 |
| 3 | アンケート結果からみた本市の現状 | 86 |
| 4 | 第2期計画の振り返り | 95 |

第1章

計画の見直しにあたって

- 1 計画見直しの趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間等

1

計画見直しの趣旨

現在、我が国の社会経済情勢は、人口減少と少子高齢化、グローバル化とデジタル化の急速な進展、気候変動や感染症、国際情勢の不安定化など、将来の予測が一層困難な状況にあります。こうした変化は子ども・若者の学びのあり方にも大きな影響を与えており、学力や情報活用能力の格差、いじめや不登校、ヤングケアラーや貧困など、複雑化・多様化する課題への対応が求められています。

国の第4期教育振興基本計画では、「持続可能な社会の創り手」の育成と、日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上をコンセプトに、誰一人取り残さない包摂的な教育、生涯にわたる学び、教育DXや教職員の働き方改革の推進などが示されています。また、静岡県教育大綱では、未来を切り拓く人材の育成を掲げるとともに、多様性の尊重や地域ぐるみの教育の推進などの方向性が示されています。

御殿場市においても、GIGAスクール構想による1人1台端末の整備や、富士山の豊かな自然・文化資源を生かした体験活動、地域ぐるみの見守りや多文化共生の取組などを進めてきました。一方で、依然として不登校やいじめ、家庭や地域の教育力の低下、教職員の業務負担の増大などの課題を抱えており、新型コロナウイルス感染症を通じて顕在化した学びや生活の格差への対応も継続して求められています。

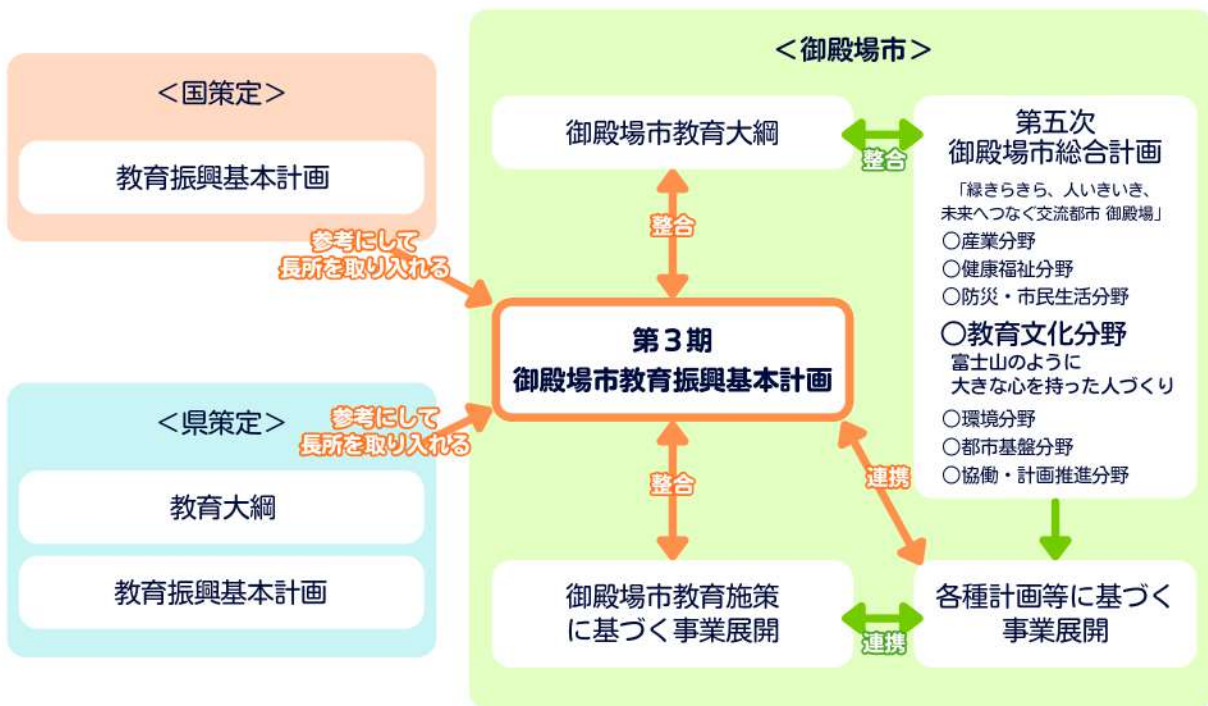
こうした国・県の動向と本市を取り巻く状況を踏まえ、本計画では、これまでの第2期計画の成果と課題を検証しつつ、「富士山のように大きな心を持った人づくり」という御殿場市教育大綱の理念の下、子どもから大人まで全ての市民のウェルビーイング向上につながる教育施策を、地域と行政が協働して総合的・計画的に推進していくために、計画の見直しを行うものです。

また、第五次御殿場市総合計画や御殿場市教育大綱との整合を図りながら、子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、地域や世界とつながる力を育むとともに、学校・家庭・地域・企業・NPO等がパートナーとして協働する仕組みを強化することが求められています。急速な社会変化の中で、計画を固定的なものせず、データに基づく検証とPDCAサイクル、そして現場の声の反映を通じて、しなやかにアップデートし続けることが重要です。本計画の見直しは、こうした視点に立ち、御殿場の子どもたちの学びと成長、そして市民一人ひとりの学ぶ喜びと生きがいを次世代につなぐための、新たなスタートと位置付けるものです。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項で規定する「教育振興基本計画」であり、本市の最上位計画である「第五次御殿場市総合計画」の教育文化分野を基礎とした「御殿場市教育大綱」の下位計画として位置付けます。

また、本計画は「第五次御殿場市総合計画」及び「御殿場市教育大綱」の教育文化分野の政策方針である「富士山のように大きな心を持った人づくり」を進めるための、教育施策の方向性を総合的・体系的に示す計画であり、具体的な施策・事業は、個別計画や毎年度策定する「御殿場市教育施策」等に基づいて推進します。

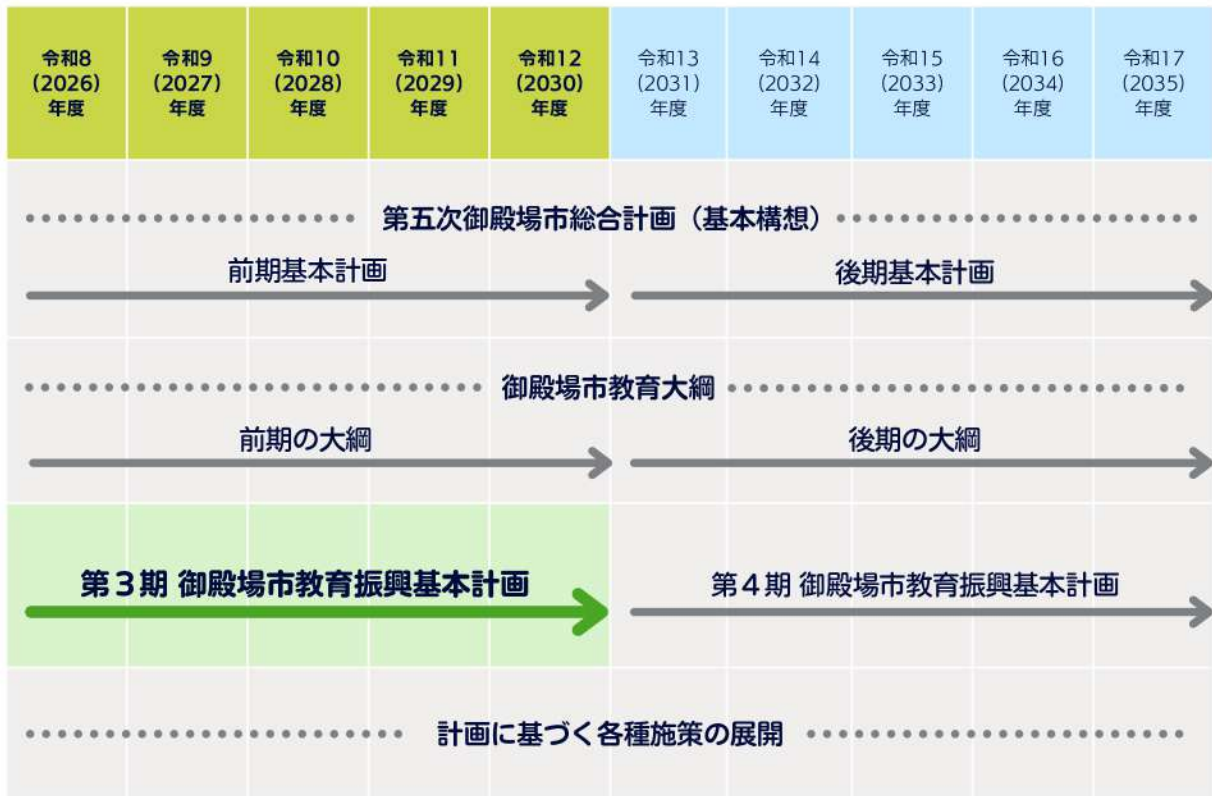


3 計画の期間等

本計画は「第五次御殿場市総合計画（前期基本計画）」及び「御殿場市教育大綱」との連動を図るため、令和12年度までを実施期間とします。

また、社会環境・教育環境の変化等を見極めながら、計画期間中でも必要に応じて見直しを図ります。

なお「第3章 施策及び主な取組」に含まれている29の施策については、計画期間5年間に実施する施策の方向性やその取組について記載しています。



第2章 本市の現状

- 1 教育を取り巻く社会情勢
- 2 統計資料からみた本市の現状

第2章 本市の現状

1 教育を取り巻く社会情勢

(1) 人口減少・少子高齢化と地域社会の変容

人口減少と少子高齢化は地域社会の担い手不足を招き、家庭や地域による教育力の低下が懸念されています。単身世帯や共働き家庭が増加する中、子育てや学習支援は家庭だけで担うことが難しくなっています。そのため、行政・学校・地域がこれまで以上に連携し、子どもを支える体制を整えることが重要です。特に地方都市では、学校が地域の拠点として多機能化し、世代や分野を超えた協働の場を形成する役割が求められています。地域教育力を高めるネットワークづくりが不可欠です。

(2) 情報化・デジタル化と学びの変容

急速な情報化とデジタル技術の進展により、子どもたちは膨大な情報に触れる一方で、ネット依存やSNSトラブルといった新たな課題も増加しています。GIGAスクール構想により1人1台端末環境が整備された現在、個別最適な学びと協働的な学びを組み合わせた教育デザインが求められています。また、情報モラル教育の充実、ICT支援員の活用、端末や通信環境の整備など、安全で質の高い学習環境の構築が重要です。

(3) 子どもを取り巻く困難の多様化

いじめ・不登校・問題行動に加え、虐待、貧困、ヤングケアラー、発達特性への対応など、子どもを取り巻く困難は複雑化・多様化しています。国が掲げる「誰一人取り残さない教育」を実現するためには、学校・家庭・福祉・医療・地域が連携し、早期発見と切れ目のない支援体制を強化することが不可欠です。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充など、総合的な支援の仕組みづくりが求められています。

(4) グローバル化・多文化共生と持続可能な社会

外国につながる子どもが増加する中、多様な文化的背景を持つ子どもがともに学ぶ教育環境づくりが重要となっています。英語教育や国際理解教育の充実に加え、SDGsやESD（※1）の視点を取り入れた探究的な学びを推進し、社会課題に向き合う力を育むことが求められています。互いの文化を理解し、多様性を尊重しながら協働して課題を解決する力の育成を通じて、持続可能な社会の担い手を育成していきます。

（※1） Education for Sustainable Developmentの略で、持続可能な開発のための教育のこと。世界の様々な問題を自らの問題として捉え、将来にわたり豊かな生活を確保できるよう身近なところから問題に取り組むことで、新しい価値観や行動の変容をもたらす、持続可能な社会を実現することを目指して行う学習・教育活動。

第2章 本市の現状

(5) 安全・安心とレジリエンスの重視

自然災害や感染症など、社会環境の不確実性が高まる中、子どもの生命の安全確保と心のケアを含むレジリエンスの育成が重要視されています。学校・家庭・地域が協働し、防災教育や見守り体制の強化、メンタルヘルス支援などに取り組むことにより、子どもが困難を乗り越える力を身につける環境を整える必要があります。ICTを活用した危機対応体制の構築も求められています。

(6) 教職員の働き方改革と学校の組織力

教員の多忙化が深刻な課題となる中、業務改善や学校組織マネジメントの強化が求められています。国の方針に基づき、部活動改革や外部人材の活用、学校事務の共同実施などを進め、教員が子どもと向き合う時間を確保できる体制が必要です。また、チーム学校の推進により専門性を分担し、授業改善や生徒指導を充実させる仕組みづくりが重要です。

(7) 地球温暖化対策と環境・エネルギー問題

地球温暖化や気候変動が深刻化する中、国際的に脱炭素社会の実現が求められています。パリ協定の目標達成に向け、再生可能エネルギーや水素エネルギーなど新たなエネルギー技術への関心が高まっています。一方、プラスチックごみによる海洋汚染など身近な環境問題も顕在化しています。こうした課題を次世代へ適切に継承するため、環境教育や体験学習を充実させ、持続可能な社会を担う意識と行動を育むことが重要です。

(8) 地域コミュニティの再生・協働の推進

ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、地域コミュニティのつながりが希薄化し、地域活動の担い手不足が深刻化しています。一方、防災・防犯など地域が担う役割は高まっています。市民と行政が協働し、地域課題を解決する力を育むことが求められています。学校運営においても地域との連携は不可欠であり、これからの学校は、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域一体となって子どもたちを育てていくことが必要となります。このことから、コミュニティ・スクールの導入を進め、学校を核とした協働体制を構築し、社会全体で子どもを育てる環境づくりが重要です。

(9) 学校・地域・家庭が連携した「ウェルビーイング教育」

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福をいいます。不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子どもたちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人ひとりのウェルビーイングの確保が必要となっています。

学校・地域・家庭が連携し、子どもたちの心理的安全性と自己肯定感を高めるとともに、地域や企業と協働した探究・キャリア教育を充実させていくことが重要です。

第2章 本市の現状

2

統計資料からみた本市の現状

(1) 心の教育、教育環境の整備と地域連携

子どもや子育て世帯を取り巻く社会環境が大きく変化するなか、幅広い教育ニーズへの対応や、魅力的な教育環境の整備など、教育の現場に求められるものも多様化しています。学校などの教育現場では「人間力と社会力」を核とした教育を基本に、御殿場市子ども条例の基本理念のもと、全ての子どもの幸せと健やかな成長に向けた取組が求められています。

また、子どもの健やかな成長には、家庭教育力の向上や、幅広い年代の子どもを見守り、郷土愛を育む役割を担う地域との連携など、社会総がかりで子どもを育てていくことが重要です。



第2章 本市の現状

(2) 生涯学習、地域活動

ライフスタイルの多様化に伴い、学校、社会教育、文化活動、スポーツ、レクリエーション活動、ボランティア活動など、市民の学習需要も高まるとともに多様化していることから、生涯を通じて様々な場面における学習機会を得ることができる環境の整備が求められています。

市立図書館については、令和2年度に策定された新図書館整備基本構想をもとに、新図書館が令和8年7月に開館します。当市の新たなランドマークとして大きな期待が寄せられています。

| 市立図書館の利用状況 | | | | | | | | | | |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 年度 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 登録者数 (人) | 44,598 | 46,282 | 47,718 | 49,360 | 50,942 | 51,534 | 52,821 | 54,159 | 55,408 | 56,868 |
| 入館者数 (人) | 291,045 | 282,158 | 275,623 | 278,335 | 258,014 | 139,941 | 158,542 | 156,847 | 163,949 | 163,087 |
| 利用者数 (人) | 107,588 | 105,355 | 103,219 | 101,308 | 95,658 | 65,842 | 79,953 | 83,537 | 82,625 | 80,384 |
| 貸出冊数 (冊) | 549,612 | 536,231 | 525,353 | 514,665 | 485,097 | 358,447 | 406,971 | 399,179 | 375,564 | 356,338 |
| 蔵書数 (冊) | 269,738 | 271,679 | 273,203 | 274,413 | 276,741 | 277,842 | 280,581 | 281,583 | 282,438 | 283,322 |

出典：御殿場の教育

(3) 文化・芸術活動

本市では、地域の各世代や関連団体の取組により、文化・芸術の裾野は、着実に広がっています。

一方、ライフスタイルの変化による文化・芸術活動の多様化への対応、会員の高齢化による団体の後継者不足、文化施設の老朽化による機能低下は、本市のみならず、全国的に多くの自治体が抱える課題となっています。

このため、引き続き、各種団体と連携しながら、市民が文化・芸術に親しむ機会の充実と、文化・芸術振興の担い手育成、文化施設の機能向上などを推進する必要があります。

第2章 本市の現状

(4) スポーツ振興

多くの市民が色々な場面でスポーツを楽しみ、親しむ目的は、生きがいや健康の維持・増進、トップレベルを目指す競技志向など様々です。

本市では、スポーツ関連団体と連携し「市民ひとり1スポーツ」を推進しています。

するスポーツ、観るスポーツ、支えるスポーツ、そして、それぞれを通じた交流など、スポーツに親しむ方法は多様化しており、スポーツは、市民の生活に着実に浸透しています。

そうしたなか、年代や様々な市民ニーズを踏まえて、競技スポーツと生涯スポーツの更なる普及や、施設のリニューアルなど、各種のスポーツ振興施策を実施する必要があります。

(5) 歴史・文化

私たち市民は、長い歴史の中で受け継がれてきた伝統や、地域に根差した文化のもとに暮らしています。一方、そうした、市内の文化や歴史については、市民にあまり知られていない側面もあります。

地域の歴史、伝統、文化を守り伝えていくために、幅広い年代層への学習機会の提供や、情報発信の充実、新たな活用方法を検討することが必要です。

また、本市の宝である、富士山が世界文化遺産に登録されてから10年以上が経過し、保全管理に加え、巡礼路調査の成果報告など、静岡県富士山世界遺産センターと連携した新たな取組が求められています。

(6) 多文化共生・国際交流

経済や情報のグローバル化が急速に進むなか、国際的な視野を持つことが一層求められています。

本市においても、市内企業が労働力不足に対応するため、外国人の雇用を拡大する流れに加え、海外からの訪問客が増加しており、日常的に外国人と接する機会が増えています。

そのため、市民と外国人が相互理解のもと、安心して暮らすことができる環境整備が必要です。また、本市は、米国のチェンバーズバーグ市及びビーバートン市と国際姉妹都市提携を結んでいます。アジア近隣諸国をはじめとした諸外国との交流の進展が期待されています。



第3章

施策及び主な取組

1 政策の体系図

2 政策と取組について

- 政策1 人を育む環境の充実
- 政策2 生涯学習と地域活動の推進
- 政策3 文化・芸術活動の振興
- 政策4 スポーツの振興
- 政策5 歴史と文化の継承
- 政策6 多文化共生と国際交流の推進

第3章 施策及び主な取組

| 政策 | 主要施策 | 主な取組 | |
|---|--|--|--|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">1</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">政策の体系図</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">政策 1</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">人を育む環境の充実</p> | (1) 乳幼児期における教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ① 幼児教育充実のための支援 ② 幼児教育の充実のための指導員の配置 ③ 乳幼児期の豊かな育ちの支援 | |
| | <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(2) 人間力と社会力を核とした教育の充実</p> | <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">【1】 豊かな感性を育む教育</p> | <ul style="list-style-type: none"> ① 社会性とモラルを育む教育活動の充実 ② 学校等の連携・一貫教育の実施 ③ 各補助者等による支援事業の充実 ④ 個々のニーズに応じた教育支援体制の整備 ⑤ いじめの未然防止・早期発見等に向けた対応の充実 ⑥ 職場体験を通じた社会人・職業人としての「生きる力」の育成 ⑦ 夢とあこがれを育てる夢創造事業の実施 ⑧ 性別に捉われない価値観の醸成 |
| | | <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">【2】 確かな知性を育む教育</p> | <ul style="list-style-type: none"> ① 教育の情報化の推進 ② 地域に根差した環境教育の推進 ③ 全国学力・学習状況調査の活用 |
| | | <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">【3】 健やかな心身を育む教育</p> | <ul style="list-style-type: none"> ① 子どもたちの心身の健康を支える保健室経営と学校専門相談医の活用 ② 運動習慣の定着 ③ 食育の充実 ④ 危機管理対応 |
| | (3) 開かれた学校・魅力ある学校づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 教育課程の改善を目指した自己評価・学校関係者評価の実施 ② 中学校区ごとの育ちの目標の共有化と目標実現のための取組の実施 ③ 教育相談体制の充実 ④ 就学援助制度等の推進 ⑤ コミュニティ・スクールの推進 | |
| | (4) 教職員・指導者の人材確保と育成 | <ul style="list-style-type: none"> ① 御殿場市教育フォーラム等の各種研修会の実施 ② 市研究指定校による研究推進・自主発表会の開催 ③ 教育指導センターの円滑な運営 ④ 指導主事の指導・支援による校内研修の活性化 ⑤ デジタル人材の育成 | |
| (5) 学校などの教育施設・設備の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ① 環境整備事業 ② ICT機器の充実した整備 | | |
| (6) 学校給食の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ① 安全・安心な学校給食の充実 ② 学校給食を通じた食育 ③ 地場産品の利用促進 | | |

第3章 施策及び主な取組

| 政策 | 主要施策 | 主な取組 |
|---|-----------------------------|---|
| 1 政策の体系図 | 政策 1 人を育む環境の充実 | (7) 高等教育などの支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ① 魅力ある高等教育・学術の支援 ② アントレプレナーシップ（起業家精神）の育成 ③ サテライトキャンパスの誘致 |
| | | (8) 家庭教育力、地域教育力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ① 家庭教育力の向上 ② 地域教育力の向上 |
| | | (9) 青少年の健全育成 <ul style="list-style-type: none"> ① 青少年センター事業の推進 ② 体験の場の提供 |
| | 政策 2 生涯学習と地域活動の推進 | (1) 学習機会の提供、学習成果の発信 <ul style="list-style-type: none"> ① 学習機会の提供 ② 学習成果の発信 |
| | | (2) 地域づくり活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域づくり活動にかかる人材育成 ② 地域づくり活動学習講座の開催 ③ 地域学校協働活動の推進 |
| | | (3) 社会教育関係団体等の活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 社会教育関係団体の育成 ② 生涯学習に取り組む団体の支援 |
| | | (4) 新図書館を情報拠点とした市民活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 蔵書の充実と読書の推進 ② 各種サービスの充実 ③ ボランティア及び近隣図書館・学校図書館との連携 |
| | | (5) 自治会等の自主的な活動の支援と地区集会施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ① 自治会等の自主的な活動の支援 ② 地区集会施設の整備 |
| | 政策 3 文化・芸術活動の振興 | (1) 文化・芸術活動機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ① 鑑賞機会の充実 ② 創作・発表の機会の充実 ③ 次世代の担い手対策の充実 |
| | | (2) 文化・芸術活動体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ① 活動団体の体制強化 ② 地域及び企業、他分野との連携 |
| | | (3) 文化・芸術活動基盤の確保 <ul style="list-style-type: none"> ① 文化施設の機能向上 ② 文化施設の有効活用 ③ 施設管理者との連携強化 |
| | 政策 4 スポーツの振興 | (1) 生涯スポーツの振興 <ul style="list-style-type: none"> ① 生涯スポーツ・レクリエーションスポーツの推進 ② 各種スポーツイベントの充実 ③ 「市民ひとり1スポーツ」の推進 |
| (2) 競技スポーツの振興 <ul style="list-style-type: none"> ① 選手強化体制の充実 ② 指導体制の整備 ③ 競技者の早期育成、発掘 ④ スポーツ賞賜金制度の充実 | | |

第3章 施策及び主な取組

| 政策 | 主要施策 | 主な取組 | |
|------------------------------|---------------------------------|---|---|
| 政策 4 スポーツの振興 | (3) スポーツ関連施設の適切な整備と運営 | ① 陸上競技場の整備・改修 ② 東運動場の改修・整備 ③ 学校体育施設夜間開放事業の実施 ④ ナショナルトレーニングセンターの誘致 ⑤ ナショナルトレーニングセンターを生かした事業の展開 | |
| | (4) スポーツ振興を支える体制と人材の育成 | ① 市スポーツ協会への活動支援 ② 各地区スポーツ振興会等の充実 ③ 市スポーツ推進委員会への支援 | |
| | (5) 富士山の麓でスポーツ交流「スポーツタウン御殿場」の推進 | ① 各種スポーツ教室やイベントの充実 ② 各種大会の開催・スポーツを通じた交流の促進 | |
| | 政策 5 歴史と文化の継承 | (1) 歴史・伝統文化・文化財の調査と研究及び支援 | ① 文化財保護の啓発 ② 指定文化財の保護と活用 ③ 埋蔵文化財の調査 ④ 神社棟札調査の継続 |
| | | (2) 文化財の保存・公開と活用 | ① 阿部雲気流博物館資料の整備・活用 ② 文化財に親しむ市民の拡大 ③ 新図書館における郷土資料館機能 |
| (3) 世界遺産富士山の保全と啓発 | | ① 世界遺産富士山の保全 ② 世界遺産富士山の保全・啓発に向けた活動の支援 ③ 富士山巡礼路調査の実施 | |
| (4) 図書館郷土資料館展示室の利用促進 | | ① 民俗資料収蔵庫内資料の整理・活用 | |
| 政策 6 多文化共生と国際交流の推進 | (1) 多文化共生の推進 | ① 外国人児童生徒適応指導のための人員の配置 ② 外国人児童生徒の支援・指導の充実 ③ 多文化を理解する教育の推進 ④ 地域日本語教室の推進 | |
| | (2) 国際姉妹都市及び諸外国との交流の推進 | ① 都市間における国際協力の推進 ② 交流事業の推進 | |
| | (3) 国際化に対応できる人材の育成 | ① 語学力・コミュニケーション能力等の向上 ② ボランティアの充実 ③ 国際理解の推進 | |

2

政策と取組について

政策 1

人を育む環境の充実

SDGsにおける
位置付け

施策 (1)

乳幼児期における教育の充実

現状・課題

子ども・子育て支援新制度（※2）導入を受けて幼児教育のあり方が変化しつつあります。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の10項目（※3）を手掛かりとして、小学校教育へのなめらかな接続を図っていきます。一方で、支援を必要とする幼児の数は年々増加し、また、保護者の価値観の多様化もあって、その対応に苦慮するケースが見られます。

こうしたケースには、教育委員会、幼稚園、保育所、認定こども園、保健センターや発達相談センター等が連携して、一人ひとりの子どもにあった学びの場の保障に向けた就園支援や就学支援を行うとともに、特別支援教育研修や、保護者への支援も行っています。

この流れを鑑み、より一層の幼児教育及び保育の質の向上、保護者や関係機関との連携を図る必要があります。

また、令和8年度から5歳児健康診査が実施されます。言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期に健診を行うことで、子どもの特性を早期に発見し、適切な支援につなげることが必要となるとともに、就学に向けた相談や3歳児健康診査との連携など、保健衛生部局との連携が重要となってきます。

施策の方向性

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であると捉え、子どもの豊かな育ちを保障・支援します。

特別な支援を必要とする幼児の支援、幼稚園・保育所等指導員の配置による幼児教育全般に関わるきめ細やかな支援を行います。

また、乳幼児期から親しめる読書環境の整備や相談体制の整備も行います。

主な取組

① 幼児教育充実のための支援

国・県の幼児教育に関する情報収集を行い、情報を速やかに提供しつつ、小学校への円滑な接続を目指した情報交換会の開催や、日常的な小学校との連携を強化します。また、就園支援委員会（※4）等を運営することにより、特別な支援を必要とする幼児の就園支援をするとともに、円滑な集団保育を推進するため、要支援児数に対応した人員の配置を行い、効果的な幼児教育を実施します。

第3章 施策及び主な取組

② 幼児教育の充実のための指導員の配置

国・県の幼児教育に関する情報収集を行い、情報を速やかに提供しつつ、小学校への円滑な接続を目指した情報交換会の開催や、日常的な小学校との連携を強化します。また、就園支援委員会（※4）等を運営することにより、特別な支援を必要とする幼児の就園支援をするとともに、円滑な集団保育を推進するため、要支援児数に対応した人員の配置を行い、効果的な幼児教育を実施します。

③ 乳幼児期の豊かな育ちの支援

6か月児健康診査を受ける親子を対象に、絵本を手渡すブックスタート事業を行い、絵本を開くひとときの楽しさや大切さを伝えるとともに、図書館において親子おはなしの会・おはなし広場を開催し、乳幼児期から本に親しめる環境づくりを推進します。

また、3歳児健康診査の際に幼稚園指導員や臨床心理士等による相談を実施し、保護者が子育てに対して抱く不安や心配の解消を目指すとともに、保護者との綿密な関係を築きます。

更に、5歳児健康診査においては、就学に向けた相談や3歳児健康診査との連携などを進め、必要な保護者への支援につなげます。

（※2）平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、子ども・子育て関連3法に基づく制度。

（※3）幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が2017年に改訂され、これに伴い新しく策定されたもので、2018年4月より施行された方針。

（※4）特別な支援を必要とする幼児が入園または在園する御殿場市立幼稚園の円滑な集団保育を推進するため、地方自治法第138条の4第3項に基づき設置している。

第3章 施策及び主な取組

政策 1 人を育む環境の充実



施策 (2) 人間力と社会力を核とした教育の充実

現状・課題

【1】豊かな感性を育む教育

価値ある体験、人との出会い、郷土の良さを学ぶことを通して「誠実さ」「やる気」「思いやり」を身に付け、あいさつや感謝の気持ちを言葉や態度で表すことのできる子どもの育成を目指し、教育活動を展開しています。

本市では、統一した指導事項「あいさつ+『ありがとう』活動の展開」について全校で推進が図られています。また、具体的な教育活動の取組として「特別支援教育の推進」「人権教育の推進」「道徳教育の推進」「キャリア教育の推進」「読書活動の推進」に重点を置き、研修の充実・支援員の配置・指導主事による各校への指導及び助言等を進めています。

子どもの「人間力」「社会力」を育むためには、一貫した教育が必要となります。学校等の連携・一貫教育について、各中学校区で推進・充実が図られていますが、連携の強化及び指導の有効性を更に高めるために、研修を有効に行うことが重要です。

また、多様化する教育ニーズに対応するため、個々のニーズに応じた教育の質の向上を図る必要があります。

多様化する社会・経済の環境に対して興味・関心を広げ、将来の進路に夢や希望を持ってその実現を目指すようになると、子どもは学校での活動や学習にも意欲的に取り組むようになります。

本市では、児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることやキャリア発達を促す教育を、全ての教育活動を通して行っています。特に、市内全中学校においては、職場体験学習が実施されており、各事業所の協力のもと、生徒が職場で働くことを通じて社会的なルールやマナーを学ぶとともに、自己理解を深めながら望ましい職業観や勤労観を養うことにつながっています。

また、市内小中学校で実施されている夢創造事業（※5）は、多彩な講演会や講座等が、児童生徒の「志」や「夢」を育むことにつながっており、継続をしていく必要があります。

【2】確かな知性を育む教育

本市では「学ぶ意欲を持ち、基礎・基本を身に付け、学び合い、よく考え、それを表現できる子」の育成を目指しています。

この目標を実現するためには、学校だけでなく、家庭や地域の協力が必要不可欠です。具体的な取組としては、実生活とのつながりを考慮した学校での授業づくり、学校とともに家庭や地域との連携を生かした体験的な活動の充実に力を入れています。その効果として、近年の全国学力・学習状況調査（※6）の結果では、学校だけでなく家庭や地域の協力を得ながら子どもたちの成長を支えていこうとする意識の高さが伺え、本市における教育の強みとなっています。

これに加え、子どもたちが学ぶことの楽しさを実感しながら、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、それらを生活の中で活用して、様々な問題を解決していく思考力・判断力・表現力等の能力を育むための教育を推進していく必要があります。

第3章 施策及び主な取組

【3】健やかな心身を育む教育

学校においては、保健室経営を通して日常から子どもの心身の健康を支えています。近年、学校現場で起こる問題は多様化しており、学校専門相談医制度（※7）を活用し、幅広く専門的に対応するための研修の充実が必要です。

現代社会においては、子どもが走り回って遊べる場が少なくなり、子どもの運動習慣については個人差が大きいことが課題となっています。

また、子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解については、給食時間や家庭科を中心とした授業での食に関する指導を通して推進しています。

（※5）小学校では、芸術・音楽の分野で切り絵教室やクラシック演奏会、本物に触れる機会として縄跳びのプロによる演技の鑑賞、演劇の鑑賞等、中学校では、職業観の育成や生き方も視野に入れ、歌で自分を表現する喜びと素晴らしさを語る歌手や、現役のスポーツトレーナー等、様々な職業に携わっている人の講演等をそれぞれ実施している。

（※6）小学校6年生、中学校3年生を対象に行われる調査。全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る事を目的に行われる。

（※7）学校保健管理の専門的技術指導の充実及び推進を図ることを目的に、平成18年から医師会と教育委員会が協力して実施。

施策の方向性

【1】豊かな感性を育む教育

子どもの人格尊重に重点を置くとともに、道徳教育の推進及び学校等の連携・一貫教育の実施、子ども一人ひとりの個性に応じた支援の充実を図ります。

また、いじめ対策等のより一層の充実を図ります。

一人ひとりが志を持ち、夢を創造し実現へ前進するよう手助けをします。

地域の事業所の協力を得て、実際に「働く」ということはどういうことか実感するための職場体験や、小中学校に文化・芸術・スポーツ等様々な分野で活躍している先輩を招いて、実演や講演を行う夢創造事業を実施します。

【2】確かな知性を育む教育

現在の取組を継続しつつ、身に付けさせたい力を明確にした授業づくりを行い、自分の思いや主張を堂々と表現する子どもの育成を目指します。

通常の学級に在籍する発達障害やその傾向のある児童生徒の適正な発達を促します。また、学級全体が落ち着いて授業に取り組むことができるよう、学校規模や学級の状況に応じ補助者を配置し、教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間を大切にしていけるよう努めます。

第3章 施策及び主な取組

【3】健やかな心身を育む教育

元気に登校し、楽しい学校生活を送り、友達と自分を大切にできる子どもの育成を目指します。学校専門相談医制度を活用していくとともに、運動習慣の定着を目指して、運動時間の確保・体力づくりの充実を図ります。

また、生きていく上で欠かすことのできない「食」に対して子どもが関心を持つよう、食育の充実を図ります。

更に、大地震や富士山噴火などの災害を想定した危機管理対応や感染症対策等を講じながら、子どもたちの学びを保障することの両立を図ります。

主な取組

【1】豊かな感性を育む教育

① 社会性とモラルを育む教育活動の充実

学校では、子どもと向き合う場面において人格を尊重し、一人の人間として認めていくために、名前を呼んで、やりとりをします。また、温かく接することを通して、人間力と社会力を備えた子どもの育成を目指します。

幼稚園・小学校・中学校段階における「人間力」と「社会力」の具体的な姿を例示し、それを学校教育における道徳指導の指針とします。また、家庭教育・地域教育の指針にもなるように作成した「心の教育副読本～ふじさんのように～」(※8)を道徳の教科書と併用しながら、様々な教育活動の中で、創意工夫しながら活用します。

② 学校等の連携・一貫教育の実施

市内の学校等では、中学校区において地域の特色を生かしながら、継続した取組を実施します。

特に「人間力」「社会力」を育てる取組について一貫した教育を推進します。

学校等が互いの教育に理解を深め、系統性・継続性のある教育の展開が求められるなか、連続性のある心の教育や生活指導を進めながら、一人ひとりの教育ニーズに応じた教育支援を行います。

また、家庭や地域との連携も不可欠となるため、より一層のつながりを深めるための取組を推進します。例えば、中学校区内における小学校と中学校が連携し、学びのつながりのある教科指導や郷土愛を育む地域学習を行うなどの取組を実施します。

③ 各補助者等による支援事業の充実

指導が難しい特別支援学級の児童生徒への指導が行き届くよう、担任を補助することを目的として特別支援学級補助者を配置します。

また、児童生徒数が多い学校に保健室補助者を配置し、養護教諭の補佐を行い、学校保健の円滑な運営を支えます。

学校図書館の環境の充実を図るため、学校図書館補助者を配置し、司書教諭または図書館担当と連携しながら、子どもたちの読書習慣定着を目指します。

第3章 施策及び主な取組

④ 個々のニーズに応じた教育支援体制の整備

特別支援教育コーディネーター（※9）の役割を明確に示し、保護者・学校関係者・外部機関と連携しやすい環境づくりを目指します。同時に、特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、特別支援教育に関する専門性の向上を目指します。

また、特別支援教育コーディネーターが核となり、中学校区単位の学校間連携体制を整えます。

早期からの一貫した支援を図るため、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の成長記録・指導内容について、本人・保護者の了解のもと必要に応じて関係機関が共有し活用します。

幼稚園・保育所・認定こども園等で支援を行ってきた園児の成長の姿・指導内容・支援方法を小中学校等へ引き継いでいく等、一貫した支援を目指します。

⑤ いじめの未然防止・早期発見等に向けた対応の充実

いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与える人権侵害であり、決して許されない行為です。しかしながら、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、全ての子どもに向けた対応をする必要があります。

そのため、いじめの「未然防止」「早期発見」「適切な対応」のための対策を総合的かつ効果的に推進するため策定された「御殿場市いじめ防止基本方針」を規範とします。また、教育現場と関係機関及び諸団体との連携を図るための「いじめ問題対策連絡協議会」や、法律・医療・心理・福祉又は教育に関する専門的な知識を有する人たちを中心とした「いじめの防止等対策推進委員会」を効果的に運用し、学校や家庭だけでなく関係機関との連携を強化し、市総がかりでいじめの問題に取り組みます。

年々増加傾向となっている不登校児童生徒への支援として、中学校区ごとに配置された学校教育相談員が小中学校を巡回し、教育相談を行います。また、多様な学びの場を提供できるよう、令和6年度に開設した教育支援センター等において、個に寄り添った支援を行いながら、子どもたちの社会的自立に向け、取り組みます。

不登校や引きこもりといった問題は、子どもたちだけの課題にとどまらず、社会全体の理解と連携が欠かせない複合的なものであるため、地域でも理解が深まるよう、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、取り組みます。

⑥ 職場体験を通じた社会人・職業人としての「生きる力」の育成

生徒が事業所等で、仕事を実際に体験したり、働く人々と接したりすることによって、自立した社会の形成者である社会人・職業人として生きる力を学びます。

更に、学校の学習と社会を関連付けた教育を行うことにより、社会的なルールやマナーを体得し、生涯にわたって学び続ける意欲や社会人としての基礎的な資質・能力を身に付けることの大切さを学び、豊かな人間性・確かな学力を基礎とした「生きる力」を育成します。

様々な体験を通じて自己の理解を深められるようにし、職業の実像をつかみながら望ましい勤労観や職業観を養い、社会生活に必要な知識・技術の習得への理解や関心を高めます。

⑦ 夢とあこがれを育てる夢創造事業の実施

心豊かな人づくりを目的として、夢創造事業を実施します。

芸術・芸能の鑑賞やものづくり体験など、子どもたちに感動する体験や物事を成し遂げることの喜びを実感してもらい、将来への夢や希望を膨らませ、人生に対する前向きな姿勢を養います。

第3章 施策及び主な取組

⑧ 性別に捉われない価値観の醸成

学校教育の多くの場面では、一人ひとりが個性や能力を活かし、いきいきとした生き方ができるよう、男女共同参画に向けた取組が進められていますが、家庭や地域社会には固定的な性別役割分担意識がまだまだ残っているのが現状です。

性別に捉われず、男女が責任を分かち合いながら、個性や能力を発揮するための多様な選択のできる社会となるために、男女共同参画を正しく理解し、自然に実践することができるよう、学校教育段階から更なる啓発を進めます。

(※8) 将来の御殿場を担う児童生徒に「人間力・社会力」を身に付けてもらうため、道徳の授業等で使用する副読本。平成27年度に作成し、平成28年度から活用している。(小学校5・6年生、中学校1・2・3年生に配付)

(※9) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒等への適切な支援のために、関係機関等が協働的に対応できるよう連絡調整を行う教員。

【2】確かな知性を育む教育

① 教育の情報化の推進

これまで学校内に整備されたICT(※10)機器に加え、GIGAスクール構想により1人1台タブレット端末が整備されました。ICT機器を効果的に活用することで、児童生徒一人ひとりに公正に個別最適化された教育環境の実現を目指します。

そのために、ICT機器の活用能力、情報モラルの向上を目指した研修会等の充実を図るとともに、家庭への啓蒙活動も推進します。

また、「教育ICT推進委員会」を設置し、ICT機器の運用面、活用面に関して、共通理解を図る場を設けていくことで、児童生徒が安心、安全にICT機器を活用することができるよう努めます。

加えて、教育だけでなく校務における活用を推進し、成績処理、出欠管理、連絡網などの校務システムをデジタル化・連携させ、教員の事務作業を効率化することで、教員の多忙化解消にもつなげ、教員の働き方改革を進めます。

② 地域に根ざした環境教育の推進

本市は、霊峰富士の裾野に広がる自然豊かな高原都市であり、子どもたちは幼い頃から四季折々の富士山のある景色に触れながら、自然の素晴らしさや美しさを肌で感じながら成長しています。

環境教育は、SDGsの取組の一環として、また、本市が掲げる「エコガーデンシティ構想」や「ゼロカーボンシティ」の取組を推進する上で、欠くことのできない大切な役割を担っています。地球温暖化や異常気象、エネルギー資源等の様々な環境課題に対して、子ども一人ひとりが真剣に考えていく必要があります。

学校では、総合的な学習の時間をはじめとして、各教科等の学習においても社会や自然との関わりについて積極的に取り上げ、様々な環境課題とどう向き合って生活していくのか考える機会を設けます。

(※10) Information and Communication Technologyの略で情報通信技術のこと。学校におけるICT機器とは、コンピュータ・大型提示装置・プロジェクタ・実物投影機などが挙げられる。

第3章 施策及び主な取組

③ 全国学力・学習状況調査の活用

本市では、毎年4月に実施される全国学力・学習状況調査を有効に活用するため、市内の小中学校の代表教員で構成する学力向上委員会を立ち上げています。学力向上委員会では、調査問題及び質問紙調査の結果から分析を行い、本市の子どもたちの学力・学習の現状を把握し、課題点や改善点等を明らかにすることで、今後の授業改善につなげています。検証結果については、学校の教員だけでなく、保護者にも家庭向けリーフレットを配布するなどして、幅広く周知しています。

今後も学校の授業を核として、子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けていくとともに、それらを十分に活用できる授業の展開等により、積極的に授業改善を進めます。

【3】 健やかな心身を育む教育

① 子どもたちの心身の健康を支える保健室経営と学校専門相談医の活用

学校における保健室の運営に際し、学校現場で起こる問題の多様化・専門化に対応するために、学校専門相談医制度を活用し、新たに心療内科や産婦人科・整形外科・脳神経外科・皮膚科等、幅広い学校保健管理の専門的技術指導の充実及び推進を図ります。

また、学校からの要請に基づき医学的な課題に関する相談に対する助言や、学校保健管理能力の向上のため研修を行う等の保健室経営を通じて子どもたちの心身の健康を支えます。

② 運動習慣の定着

健やかな体づくりには、規則正しい生活・バランスのよい食事・適度な運動と休養が重要であることを継続指導します。また、授業だけではなく課外活動においても運動する機会を増やします。

学校においては子どもの実態を把握し、休み時間における外遊びの励行や体力づくりの工夫、体を動かすことが好きになるような体育の授業改善を目指します。授業においては、体づくり運動や走・跳の運動、マット運動・ボール運動・表現活動等をバランスよく実施します。また、準備運動の大切さ等、危険を回避する力を養い自己管理能力の向上や、けがの防止に努めます。

更に、すべての中学生が希望する部活動に継続して参加でき、質の高い指導を受けられるよう、学校部活動の地域展開を進め、休日の活動について、令和10年度の夏以降、学校部活動を地域クラブへ移行できるよう、取り組みます。

施設面においては子どもたちが安全・安心な環境で運動できるよう、屋内運動場やグラウンド・遊具等の運動環境の充実を図ります。

③ 食育の充実

成長期にある子どもにとって、健全な食生活は心身を育むために欠かせないものです。子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の推進のため、食に関する指導が学校教育全体を通して系統的に行われるよう、食育推進委員会を中心に食育の充実を図ります。

第3章 施策及び主な取組

④ 危機管理対応

大地震や富士山噴火などの災害時に備え、学校における危機管理対応を強化し、子どもたちが自分の命を守る行動がとれるよう、自助・共助・公助を意識した防災教育を推進します。

また、感染症対策として、国・県の方針や保健所の指導、最新の知見等に基づき、日々の健康観察に加え、手洗い・うがい・適切なマスクの着用・校内の消毒など、学校における感染リスクを低減することができるよう、学校医や学校薬剤師と連携しながら対策の徹底を継続します。

第3章 施策及び主な取組

政策 1 人を育む環境の充実



施策 (3) 開かれた学校・魅力ある学校づくりの推進

現状・課題

自己評価（※11）・学校関係者評価（※12）を活用し、教育課程の改善及び魅力ある学校づくりを推進しています。従来から進められている取組について、見直しや改善を図り、学校が主導となり情報発信や各種活動の展開をしていくことが重要です。

また、中学校区においては、育ちの目標（※13）を描き、学校等の連携・一貫教育の推進を図っています。これにより、各校では、連携・一貫の縦糸となる重点的な目標と取組を明確にし、特色ある教育課程を編成しています。

更に、子どもたちの成長を支えるため、環境整備や支援体制を整えていくことが重要となっています。

施策の方向性

学校等の連携・一貫教育の更なる推進を図るとともに、家庭・地域・学校のより強い連携を目指します。また、個別に支援が必要な子どもの手助けとなるよう、教育相談体制の充実を図ります。更に、全ての子どもが経済的な状況に左右されることなく等しく教育を受けられるよう就学援助制度等の推進を図ります。

主な取組

① 教育課程の改善を目指した自己評価・学校関係者評価の実施

市立幼稚園・小中学校では、学校関係者評価委員会を年2回実施し、助言をいただく機会を設けるとともに、園児及び児童生徒や教職員、保護者・地域住民を対象に、自己評価・学校関係者評価を実施し、教育活動や教育課程の改善に生かしています。

地域に開かれた学校を目指すために、オープンスクール・学校だより等による積極的な発信を行い、家庭・地域との連携を図っていますが、開かれた学校づくりには、組織的・継続的な改善は必要不可欠です。今後も、透明性ある学校運営を目指します。

② 中学校区ごとの育ちの目標の共有化と目標実現のための取組の実施

子どもたちの「生きる力」を育むために、学校等の連携・一貫教育を各中学校区で進め、発達段階に応じたきめ細やかな系統的・継続的な教育を推進します。

また、各中学校区では研究主題を設定し、目指す子どもの姿を明確にしています。

◇ア…中学校区単位で教職員等の連携・一貫研修を深め、学校間の円滑な接続を目指す。

◇イ…それぞれの長所を取り入れた指導方法を工夫・改善し、「確かな学力」の定着を図り、「人間力・社会力」を育成する。

◇ウ…学校等が互いに交流を深め、豊かな心を育む。

以上の取組を実施し、一貫教育の持続、更なる発展を目指します。

第3章 施策及び主な取組

③ 教育相談体制の充実

貧困やヤングケアラーなどの家庭の事情や学校での人間関係など、子どもが抱えるさまざまな心の問題を把握し、適切な機関につなぐために学校教育相談員並びにスクールカウンセラーを学区別に配置します。また、外国籍の子どもの日本での生活の適応指導のため、外国人児童生徒適応指導教室指導員を配置します。

更に、必要に応じて福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携を図り、不登校児童生徒や問題行動を引き起こす児童生徒とその保護者を支援します。

問題行動・不登校・いじめ等の対応に当たるのはもちろんのこと、その問題行動等の原因がどこにあるのかを包括的な視野で探り、積極的な指導につなげます。

④ 就学援助制度等の推進

教育の機会均等の確保のため、市内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、経済的な理由により就学が困難と認められる人に、学用品費・通学用品費・校外活動費・学校給食費等の費用の一部を助成する就学援助制度を継続実施します。また、困窮した世帯に少しでも早く就学援助の助成ができるよう認定業務を行い、子どもの学習環境充実へのサポートをします。

育英奨学金については、返還支援制度を策定し令和7年度から支援を開始しました。引き続き制度の周知を進め、教育の機会均等の確保に努めます。

⑤ コミュニティ・スクールの推進

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・困難化し、教育改革、地方創生等の動向からも学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

今後、子どもや学校が抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が求められます。そのため、学校と地域住民等が学校運営のビジョンを共有し、様々な形で学校運営に参画していくコミュニティ・スクールの取組を推進します。

令和9年度には、御殿場中学校区に設置され、市内全ての学校区に設置されることとなるため、今後、充実・改善に取り組めます。

(※11) 各学校が具体的な目標等を設定し、実行した上で、自ら評価し改善方策等について検討するもの。

(※12) 学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価結果及び改善方策等について学校関係者（保護者等）が評価するもの。

(※13) 15歳義務教育終了時の姿。

第3章 施策及び主な取組

政策 1 人を育む環境の充実



施策（4） 教職員・指導者の人材確保と育成

現状・課題

「教育は人なり」と言われるように、学校教育の充実は、教員の資質能力に負うところが極めて大きいと考えられます。

子どもたちへの学習指導はもちろんのこと、子どもたちが安全で安心した学校生活が送れるよう、様々な課題への対応のために、優れた資質能力を備えた教員の確保と育成が必要とされています。

現在、本市では基礎期・向上期・充実期・発展期・深化期・熟練期等、教員の経験年数に応じた研修の見直しを図りながら、教員一人ひとりが、今、何が必要なのかを見極めた指導・研修等を行い、総合的な教師力の向上を目指しています。

近年では、若手教員の育成と、ミドルリーダー（※14）としての活躍が期待される40代の教員の育成や教員の多忙化解消が喫緊の課題として挙げられます。

施策の方向性

教職員の授業力・マネジメント力等の向上を目指して、キャリアに応じた研修の充実を図っていくとともに、研究指定校を核とした研究推進を図ります。

また、教育指導センターを充実させ効果的な運営をしていくことで、様々な課題に対応できる教員の育成を図ります。

主な取組

① 御殿場市教育フォーラム等の各種研修会の実施

教職員の資質向上を目指し、市内の幼・小・中全教職員を対象とした御殿場市教育フォーラムを実施します。この教育フォーラムは、教育講演会及び危機管理・生徒指導等をテーマとする分科会を設定し、本市の教職員研修の柱として位置づけられています。今後も今日的な教育ニーズの把握に努め、研修内容の充実を図ります。

② 市研究指定校による研究推進・自主発表会の開催

教育委員会では「豊かな感性」「確かな知性」「健やかな心身」の具現化を目指し、毎年、小中学校に指定研究を課しています。これまでも、その時々今日の教育的な教育課題等に目を向け、様々な角度からテーマを設定し、研究を進めてきました。

指定研究を受けた学校の先進的な研究の取組は、市内の小中学校に幅広く発信することで、市内全体の教育力の向上につながると考えられます。

今後、ICT機器を活かした個別最適化した学びの充実や学校・保護者・地域の連携・協働を確立したコミュニティ・スクールのあり方等、学校教育の動向に目を向けながら、研究指定校による研究及び自主研究の更なる充実を図ります。

第3章 施策及び主な取組

③ 教育指導センターの円滑な運営

本市では、教員の教科指導力の維持向上を図るため、平成26年度に教育指導センターを設置しました。市内の小中学校では、若手教員が占める割合が多いという実情から、教育指導センターでは若手教員の力量向上を目指して、授業づくり等について年間を通じて個別指導を行っています。

また、産休明け教員・経験年数が多い教員の指導を行うとともに、個々の教員の課題を明確にし、より効果的な指導・支援のあり方を追究し、実施します。

④ 指導主事（※15）の指導・支援による校内研修の活性化

市内の小中学校の校内研修の活性化を図るために、指導主事で担当校を決め、年間を通して、継続的な支援ができるよう体制を整えています。

担当校の校内研修に参加した際には校内研修記録を作成し、それを共有することで、教育委員会がそれぞれの校内研修の現状を把握できるようにしています。

今後も各校の研修の成果が毎年、積み上げられていくように工夫し、校内研修がより充実するように努めます。

⑤ デジタル人材の育成

GIGAスクール構想によりICT環境は整備されつつあるものの、機器活用の格差、教員による指導活用の経験差、家庭でのICT学習環境の違いなど、活用面での差が課題です。

学習ログの活用や個別最適な学習の実現は途上であり、ICTを効果的に授業改善へ活用できる体制が求められています。

教員のICT指導力向上とサポート人材の確保も重要であることから、プログラミング教育や情報活用能力の育成を推進するとともに、教員のICT指導力向上を図り、地域や産業界と連携して次世代のデジタル人材の育成を進めます。

（※14）経験豊かな教員と経験の少ない教員の間をつなぐとともに、校長・教頭のもと学校を組織的に運営していくために、大きな役割を果たすことが期待される教員。

（※15）学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長等に助言と指導を与えることを職務として、教育委員会事務局に置かれる職。教育課程・学習指導・生徒指導等、学校の組織編制その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。

第3章 施策及び主な取組

政策 1 人を育む環境の充実



施策 (5) 学校などの教育施設・設備の充実

現状・課題

学校は教育活動の拠点であり、子どもたちが一日の大半を過ごす学習や生活の場です。子どもたちが安全で快適に教育が受けられるよう、老朽化した施設への対応を含め教育環境の充実を図るとともに、防災・防犯に優れ、安全で衛生的な環境とバリアフリー化に配慮した施設の整備が求められています。

現在、幼稚園、小中学校施設の耐震化は全て完了していますが、建築後40年以上経過した施設が過半を占め、これら老朽化した施設の対策が喫緊の課題となっています。

ICT環境については、GIGAスクール構想により1人1台端末や高速ネットワークが整備され、学習環境は大きく向上しています。しかし、端末やICT機器などは更新周期が短く、導入後の計画的な更新体制の確立が求められています。また、ICT支援員の配置が限定的であることから、教員の負担増加も課題となっています。

施策の方向性

充実した教育活動を十分に展開できる機能的な施設環境を整えるために、施設の改修・改築を順次行います。

また、多様化する教育ニーズに対応できる設備等の整備を進めます。特に、個別最適な学びと協働的な学びを両立させる教育DXを推進し、児童生徒の主体的な学習空間の再設計を進めます。

主な取組

① 環境整備事業

・校舎改修

御殿場中学校及び原里中学校の老朽化した校舎の改修を行い、生徒等の安全性の確保及びより良い環境を図ります。令和7年度に校舎改修設計を行い、令和8年度以降も仮設校舎建設、校舎改修工事を計画的に実施していき、十分な機能性・安全性・衛生性を備えた教育環境を推進します。

・施設整備（屋内運動場空調整備）

小中学校施設の不具合の改善を行い、児童生徒等の安全性の確保及びより良い環境を図ります。令和4年度に西中学校の屋内運動場改築、令和5年度に御殿場小学校校舎改修（1号棟）、御殿場中学校バリアフリー改修（EV設置）、令和6年度に西中学校グラウンド改修の整備を完了しました。

令和8年度以降も老朽化が進む各校の施設整備を計画的に実施していき、児童・生徒・教職員が安心して教育活動が展開できる施設整備を推進します。

第3章 施策及び主な取組

② ICT機器の充実した整備

GIGAスクール構想により整備された1人1台端末を利用状況や多様化する教育ニーズに応じて計画的に更新し、児童生徒が常に最適な状態で活用できるよう、環境を維持します。学校内の無線LAN環境を強化し、多数の端末が同時にアクセスしても遅延なく利用できる通信環境を確保します。また、クラウドサービス利用を前提としたセキュリティ対策を講じ、安全な環境で学習できる体制の構築を目指します。

こうした環境を効率よく活用するためには、教員の研修やスキルアップは不可欠です。全ての教員がICTを活用した指導技術を習得できるよう、体系的かつ段階的な研修プログラムについて検討・実施します。また、ICTを活用した個別最適な学びや協働的な学びを実現するための指導モデルや実践事例を収集・共有し、教員間のノウハウの普及を図ります。

第3章 施策及び主な取組

政策 1 人を育む環境の充実



施策（6） 学校給食の充実

現状・課題

学校給食はただ単に「学校で食べる昼食」ということだけでなく、教育活動の一環として位置づけられています。栄養バランスの取れた食事によって心身の健康増進を図ることはもちろん、たくさんの仲間と一緒に食事の準備・片付けをすることを通じて、社交性や協同の精神を養い、食事のマナーを学ぶ場でもあります。

当市では、市内に3か所ある学校給食センターで、毎年、センター稼働日193日を基準とし、各小中学校で185回の給食を提供しています。センター方式で各学校との距離があるため、毎月の献立表やおたよりにて情報提供を行うだけでなく、栄養士等による、各学校へ給食時間の訪問等も実施しています。

なお、施設の老朽化等により維持管理費用の増加が喫緊の課題になります。

施策の方向性

安全・安心で美味しく、栄養バランスのとれた給食の提供はもとより食材の地場産品の利用を促進し、学校生活や食生活をより豊かにする給食を目指します。

また、学校給食を通じて望ましい食習慣の形成を図ります。

主な取組

① 安全・安心な学校給食の提供

学校給食は、子どもたちの健康を支える上で重要な役割を担うものであり、何より安全で安心できるものでなくてはなりません。本市では、学校給食法に定められた「学校給食衛生管理基準」（※16）に基づいて作成した「御殿場市学校給食調理衛生管理マニュアル」により衛生管理の徹底を図っています。今後も食中毒等の事故を未然に防止し、調理従事者に対して衛生講習会等を開催し、衛生管理の知識や技術の向上を図ります。

更なる「食の安全・安心」に向けて、給食設備等については修繕等を計画的に進め、近年の物価高騰に対する補助も実施し、給食の質の確保にも努めていくとともにアレルギー対応についても検討します。

② 学校給食を通じた食育（※17）

毎日の体験活動である学校給食が生きた教材となるよう、学校給食献立年間計画を作成し「安全で安心なおいしい給食」を提供します。

栄養士が専門的な立場から、子どもたちや保護者に学校給食を教材として「食」に関する指導や啓発を行うことで、食に関する興味関心を高め、正しい知識・理解・判断力を持ち、望ましい食習慣を実践できる子どもの育成に努めます。

また、献立表や給食だよりを通して、給食に使用している地場産品や給食で人気のあるレシピの紹介など、給食について知ってほしい事や、家庭での食育に活用してほしい事など、様々な食に関する情報を発信します。

第3章 施策及び主な取組

③ 地場産品の利用促進

主食について、米飯は御殿場産、パンや麺についても静岡県産をはじめ国内産のものを基本的に使用します。毎日出される牛乳も御殿場産牛乳を一部使った牛乳を提供します。おかずについても地場産品を積極的に取り入れ、旬の時期に鮮度の高い食材を提供します。

また、地場産品の利用促進のため、米の差額を市費で賄うとともに、令和元年より4分の1助成を実施しています。

(※16) 学校給食法第9条第1項の規定に基づき定められたもので、平成21年4月1日から施行された。学校給食施設・設備の整備や管理に係る衛生管理基準、日常・臨時の衛生検査等について定めている。

(※17) 「食」についての知識と選択する力を身に付け、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

第3章 施策及び主な取組

政策 1 人を育む環境の充実



施策（7） 高等教育などの支援の推進

現状・課題

社会や経済のグローバル化の進展により、知識・情報・技術があらゆる領域での活動基盤となる現代社会においては、生涯にわたる学習活動の場の提供、また、地域活性化への貢献等、高等教育（※18）機関が担うべき役割が一層増しているといえます。

特に、少子化・高齢化等、急激な社会の変化及び数々の問題に直面しており、こうした変化に対応するため、基礎的な力を有し将来に活路を見出す原動力となるような人材が切望されているといえます。

施策の方向性

それぞれの教育機関が個性・特色を発揮した上で、連携を強めていくことにより、個々の能力や意欲・成長に応じた多様かつ高度な教育活動が展開されるよう支援するとともに、地域を担う人材を育成するため、高等学校が行う特色ある学校づくりなどの取組を支援します。

また、高等学校や大学との連携により、地域課題解決やアントレプレナーシップ（起業家精神）の育成に取り組むとともに、学生が地域と関わりを持ち地域の魅力を感じる機会の創出に努めます。

主な取組

① 魅力ある高等教育・学術の支援

多様な学習ニーズに応じ、将来、地域を担う人材を育成するため、各教育機関が行う特色ある学校づくり等の取組を支援します。

また、大学コンソーシアム（※19）を活用した研究等の充実及び地域社会への還元の可能性、新たな教育機関の誘致等について検討します。

魅力ある高等教育・学術の振興を支援するとともに、より良い教育環境を整え、次世代を担う人づくりに貢献します。

② アントレプレナーシップ（起業家精神）の育成

社会の急速な変化に対応し、自ら課題を見出し解決し新たな価値を創造する「起業家精神」を育むため、児童生徒・学生を対象にしたアントレプレナーシップ教育を推進します。

地域企業等と連携した探究学習や課題解決型授業を充実させ、失敗を恐れずに挑戦するマインドセットの醸成を図ります。また、地域企業等との連携による創造力・実践力・協働力を培うことで、地域の未来を担う人材の育成と地域経済の活性化を目指します。

第3章 施策及び主な取組

③ サテライトキャンパスの誘致等

地方創生と人材定着の核となる「知の拠点」を形成するため、大学等のゼミ合宿の誘致等からスタートし、段階的にサテライトキャンパスの誘致を進めます。地域課題をテーマとした授業や地域特性を活かした産学官共同研究、社会人の学び直しの機会を提供するとともに、学生の地域就職および社会人のスキルアップを促進します。

若者が地域に学びの場を持つことで郷土愛を醸成し、進学等で一度は地元を離れても戻ってくる人材を増やすことで、地域の活性化と人材の定着を図り、教育・研究機能の充実と持続可能な地域社会づくりを推進します。

(※18) 学校教育において最高段階の教育。日本では、大学・大学院・短期大学・高等専門学校等での教育。

(※19) 都道府県内等、一定地域内にある大学間や、大学及び地域間による連携組織。各分野での連携促進等により、研究力の向上、学術・研究成果の積極的な地域還元等が期待される。

政策 1 人を育む環境の充実



施策 (8) 家庭教育力、地域教育力の向上

現状・課題

家庭教育は教育の原点であり、特に乳幼児期から思春期にかけての家庭教育は、社会との関わり方や人生観など、人格形成に大きな影響を与えることから、保護者の役割は極めて重要です。

しかしながら、近年では少子高齢化、人口減少、核家族化だけでなく、共働き世帯・ひとり親世帯の増加や地域社会のつながりの希薄化等、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、過干渉・放任・虐待等、家庭の教育力低下が指摘されています。

また、子育ての不安を抱えたまま孤立する保護者や、社会性や自制心の形成に課題のある子どもなど、様々な問題を抱える家庭が増えています。

更には、ソーシャルメディアの普及、退職年齢の引き上げ、担い手不足など社会構造の変化により、地域づくりは非常に厳しい状況にあるといえます。

こうした家庭と社会の変化を踏まえ、子どもが基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心を身につけられるよう、より一層の支援をしていくことが求められています。

また、家庭を取り巻く地域住民や地域活動団体がそれぞれの特色を生かし、家庭教育の自主性を尊重しつつも、適切な役割分担を果たしながら連携を強化し、一体となって教育力向上に取り組む必要があります。

更に、地域コミュニティが衰退しつつあるなかで、学校・家庭・地域の連携体制の構築、持続可能な仕組みづくりが、「学校を核とした地域づくり」の推進による地域活性化には重要となります。そのため、事業の核となる地域住民等への理解促進、学校と地域間の調整役となる地域に精通した人材配置などが課題となっています。

施策の方向性

家庭教育力向上のため、子育てについての学びの機会を提供します。
また、地域づくり活動主事（※20）の支援を行う等、地域全体で教育力向上に取り組むよう支援を行います。

主な取組

① 家庭教育力の向上

育児の喜び・悩みを分かち合いながら、より楽しく子育てができるよう、2歳・3歳を迎える親を対象とした「楽しい子育て教室」を開催します。

また、各幼稚園・小学校・中学校で保護者の自主運営によって行われる家庭教育学級（※21）を支援し、運営委員の研修会等を実施します。更に、小学校と中学校の新一年生になる児童と生徒の保護者を対象に、子育て学習講座（保護者アシスト講座）を開催します。

インターネットやSNSなどを介したトラブルを招きやすいスマートフォンの利用に関して、学校における情報モラル教育の充実に加え、保護者に対する啓発活動を行い、家庭におけるルール作りやフィルタリングの利用等について働きかけます。

第3章 施策及び主な取組

② 地域教育力の向上

地域の大人の参画を得て、子どもたちが地域との交流の中で健やかに育まれることを目指し、放課後子ども教室を実施します。令和7年4月現在、放課後や週末等に9校10教室で、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設けています。

指導員やボランティアの人材を地域から活用し、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進します。

また、地域の行事等に中学生ボランティアが参加することで、地域全体で子どもたちを見守っていく環境を築きます。

学校・家庭・地域の連携の重要性が叫ばれる中、青少年の育成に地域の力が求められています。地域づくり活動を盛んにし、住みよいぬくもりある本市をつくるため、地域づくり活動主事を支援し、地域活動の活発化と地域教育力向上の土台づくりをします。

(※20) 各区において、行事や活動を企画し、参加者を組織化して活動を促進させる中心的な役割。地域づくり活動主事を集め主事連絡会が組織され、情報交換等を通じた自己研鑽をしながら自区の活動の活性化を目指している。

(※21) 家庭教育の重要性について、改めて保護者に学習する機会を提供することを目的に、市内の幼稚園・小学校・中学校に22学級が開設(令和7年4月現在)。奉仕活動・施設見学・講話等自主的な学習会を実施。

第3章 施策及び主な取組

政策 1 人を育む環境の充実



施策 (9) 青少年の健全育成

現状・課題

家庭形態の変化や情報通信技術の急速な発展、社会的価値観の多様化といった要因により、青少年が抱える問題も複雑さを増しています。

そうしたなかで、未来を担う青少年が、社会の一員としての使命を自覚し、国際化・情報化・少子高齢化といった変革の中で、心身ともに健康でたくましく成長することは、市民全ての願いです。しかし、今日、青少年の非行の現状は、情報技術の発達等に伴い広域化・複雑化しています。加えて性に着目した形態の営業が出現するなど、青少年の性被害は深刻な状況にあります。

こうした現状に対処するため、青少年を取り巻く社会環境に目を配り、「青少年の非行・被害防止強調月間」(※22)を地域ぐるみで推進する等、青少年の健全な育成に努めることが課題となっています。

また、身体的精神的な成長・発達が著しい青少年期は、様々な体験や活動を通して興味関心を育成し創造性を高めることで、生涯にわたって積極的な活動を継続していくきっかけとなる時期でもあります。そのため、青少年健全育成のための事業の、より一層の充実が課題となっています。

施策の方向性

学校・友達・家庭の事情等に対して悩みを持つ青少年や保護者を対象に相談業務を行う等、青少年センター事業を推進します。

また、子どもの知的好奇心を高め、豊かな発想や創造性の育成を図るため、様々な体験の場を提供します。

更に「地域学校協働活動」を推進し、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもの成長を支援します。

主な取組

① 青少年センター事業の推進

悩みを持つ青少年やその保護者に対して、経験豊富な社会教育指導員が電話相談業務を行う青少年はればれダイヤル(※23)を実施します。

また、危険な行為や問題行動を起こしている青少年や、問題は起こしていないが気にかかる青少年等に対し声掛けをするため、各地区や学校・PTAから選出された100人を超える補導委員による補導活動を定期的に行います。

このほか、小中学校及び高等学校や御殿場警察署と連携して情報を共有し、青少年の健全な育成を図るための様々な活動に役立てるよう努めます。

第3章 施策及び主な取組

② 体験の場の提供

子どもたちが日常生活では経験できない体験の場の提供として、子どもたちの興味関心を高め発想を豊かにし、主体性を養う各種事業を開催します。

また、小中学校等においては、日本で最初の国立青少年教育施設として開設され、体験活動を通じた青少年の自立を教育目標とする国立中央青少年交流の家と連携・協力し、様々な体験活動の機会の提供を行います。更に、東山青少年広場（※24）において、青少年に野外活動や自然体験等の様々な体験の場を提供します。

御殿場市二十歳の集い（二十歳を祝う式典）等の行事においては、青少年の自主性を養う場となるよう、運営には高校生ボランティアの力を生かします。

更に、学校での主権者教育や消費者教育を通じ、成人年齢の引き下げにより生じる生活の変化や影響について、子どもたちが事前に学び、考え、体験できる機会を提供します。

（※22）7月を強調月間とし、青少年の非行・被害の防止について国民の理解を深めるとともに、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、有害環境への適切な対応等における広報啓発活動などの取組を集中的に実施する。

（※23）友達のことや家庭の事等、青少年の悩みや家庭教育に関する相談に専門の相談員が応じる。
電話番号：0550-82-8080（毎週月～金曜日・9:00～16:30）

（※24）青少年の健全育成のため野外活動の場を提供するとともに、市民に休息・運動等の場を提供するため、また、有事の際には避難地としての機能をもたせるため東山地先に整備された広場。運動広場・自由広場・炊事棟等の施設。

政策 2

生涯学習と地域活動の推進

SDGsにおける
位置付け

施策 (1)

学習機会の提供、学習成果の発信

現状・課題

昭和55年、本市の総合計画に「生涯学習都市づくり」が組み込まれ、従来行われていた「市民教養講座」を引き継いで、昭和57年度に「市民大学講座」を開講しました。市民大学講座は概ね年5回の講座となっており、様々な内容をテーマとし、参加者からは好評を得ています。また、生涯学習情報誌「みちしるべ」(※25)を発行し、市民の学びのきっかけづくりとなるよう情報提供に努めています。

更なる豊かな人づくりや地域づくりのために、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たす社会教育委員(※26)を委嘱し、施策を研究・調査する社会教育委員会を開催しています。

生涯学習の効果的な推進及び市民の学習活動の振興を目的として、御殿場市生涯学習推進会を設置し、学習講座を開講している団体の活動を継続して支援していますが、団体役員や講師の高齢化、担い手不足など、組織の衰退が課題となっています。また、子育て世代・高齢者・障害者・外国人住民など、すべての市民に学習機会が提供できるよう、ICTの活用、託児支援の充実など、学習環境を整備する必要があります。

施策の方向性

生涯にわたり、主体的に学習できる環境の充実と様々な学習機会の提供を行います。また、学び合い、人を育む地域づくり活動を積極的に支援するとともに、学習成果の発表機会の提供を行います。

主な取組

① 学習機会の提供

自ら学ぶ喜びを体験することを目的とした「市民大学講座」の充実を図ります。富士山・健康・文化・環境・歴史・男女共同参画など幅広いテーマで開催し、市民の学びの間口を広げるとともに、静岡県教育委員会が開設している「しずおか県民カレッジ」とも連携し、受講者の生きがい発見や励みにつなげます。

また、市民主体の学習活動である、ひろがり学習塾の活動を支援します。生涯学習に係る各種講座等について、広報紙やホームページを通じて積極的な情報発信を行っていくとともに、ICTを活用した更なる情報発信について検討します。

更には、市民の生涯学習及び多様な世代の交流を促進し、社会教育の推進を図るため令和3年4月にオープンした富士山市民のサロン「けやきかん」が生涯学習の拠点となるよう、引き続き施設の利用促進を図るとともに、市民への周知を行います。

第3章 施策及び主な取組

② 学習成果の発信

様々な学習に取り組む人たちにとって、地域行事、各団体主催によるイベント等が発表する主な機会となっています。日頃、生涯学習に取り組んでいる人たちの学習成果を発信する機会の充実に努め、それぞれの学習意欲の向上及び地域住民の交流促進につなげます。

また、行政主催による更なる発表機会の提供等、生涯学習の輪を広げる取組を検討します。

地域課題を題材とした探究活動を推進し、高校・大学・企業等との協働による教育を展開することを検討します。更に、学びの成果を地域へ発信する仕組みを整え、地域の持続可能性を担う「探究・共創型学習」を強化していきます。

(※25) 年6回、奇数月の広報紙20日号に掲載。御殿場市生涯学習推進会の団体やイベントを紹介。

(※26) 「社会教育法」に規定され、地域において社会教育に優れた知見を有する人々の知識を社会教育行政に反映させていくことが期待されている。学校教育関係者・社会教育関係者・学識経験者・家庭教育の向上に資する活動を行う人の中から教育委員会が委嘱。

政策 2

生涯学習と地域活動の推進



施策 (2)

地域づくり活動の支援

現状・課題

核家族化・少子高齢社会の進展や価値観の変化により、私たちを取り巻く地域社会の現状は目まぐるしく変化しています。また、地域における人の結びつきの希薄化が進行し、地域活動は弱まり、地域の繋がりや人材育成が困難になりつつあります。

地域における様々な事業について支援・推進し、心のゆとりや豊かさを実感でき、生きがいに満ちた生涯学習社会を構築するための地域づくり活動の基盤づくりと、地域の連携や人間関係づくりを目的に活動をする人材育成が課題となっています。

施策の方向性

地域のリーダーとなる地域づくり活動主事の養成や支援を行うことにより、地域ごとに行われている住民を巻き込んだ活動の、横の連携の活性化を図ります。

また、地域の様々な行事や広報紙等を通じて、住民同士が交流し住みよいぬくもりのある本市となるよう地域づくり活動を行います。

主な取組

① 地域づくり活動にかかる人材育成

各区において選出された地域づくり活動主事の連絡会等を開催することにより、主事相互の情報交換を促進し、地域活性化事例収集等の機会を創出します。また、県教育委員会の学習講座・研修会を案内する等、地域づくり活動主事が自区の活動活性化に取り組めるよう自己研鑽の場を提供します。

② 地域づくり活動学習講座の開催

地域に根ざした生涯学習推進のためには、地域づくり活動が重要です。このため、地域づくり活動主事をはじめとした地域を活性化する活動を実践している人、また地域づくりに関心のある人を対象に、学習講座を実施します。

地区広報紙発行に関する講座や、市内で活躍している団体・個人の講演及びNPO法人の講演等を開催し、より一層理解が深められるよう「場」の提供をします。

また、学習講座の開催、広報紙コンクール、地域づくり活動に係る功労者表彰などを実施し、地域づくりへの理解を深めます。

第3章 施策及び主な取組

③ 地域学校協働活動の推進

地域の住民、保護者、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で一体的に子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、さまざまな活動を推進する事業です。

「地域学校協働本部」の設置や「地域学校協働活動推進員」の配置等により、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育てる体制を整備し、子どもたちの教育をより良くします。また、生涯学習社会の実現や地域の教育力の向上を目指し「地域の人づくり・つながりづくり」を目的とした人材育成を目指します。

政策 2 生涯学習と地域活動の推進



施策 (3) 社会教育関係団体等の活動支援

現状・課題

社会教育関係団体の活動は、戦前からの歴史があり現在に継承されていますが、価値観の多様化や核家族化等、生活スタイルの変化により関係団体の会員数の減少が進んでいます。

また、社会教育関係団体は公共的性質が強く地域活性化の一翼を担っていますが、社会では規範意識の低下、地域では住民間の連帯感の希薄化傾向が見られます。

団体の魅力ある活動を広く周知することで、会員自ら学ぶ意欲が強くなり充実した生涯学習活動にもつながっていきますが、学習意欲のある人がいる一方、中心となって活動する人材不足とそれによる負担が課題となっています。

施策の方向性

生活スタイルや価値観が多様化し人間関係の希薄化が進む中、市民一人ひとりがライフサイクルの中でそれぞれの役割を明確にしていくことが重要です。

団体の活動の衰退をおさえつつ、地域活動や様々なコミュニティ活動の活性化を図るため、社会教育関係団体や生涯学習に取り組む団体の支援を継続します。

主な取組

① 社会教育関係団体の育成

地域の社会教育活動の核となる戦前からの歴史を持つボーイスカウト・ガールスカウト・婦人会や、戦後発足したPTA・子ども会等の社会教育関係団体は、公共的性質が特に強く、その活動は地域活性化につながっています。

このような団体を今後も引き続き支援していくとともに、特定の目的・テーマのもとで活動を行う、新たな地域づくりの担い手となり得る団体を育成し、その活動を支援します。

② 生涯学習に取り組む団体の支援

自らの人生をより生きがいのある充実したものとし、生涯にわたって学び続けるためには、高度な知識・技術を体系的に学習できる機会や幅広い教養を自由に学べる機会との出会いが重要です。

このため、生涯学習情報の提供を行うとともに、各種団体が行う事業で生涯学習の振興に効果が期待される事業に対して助成を行い、市民の学習意欲に応え、学習機会の整備・市民の生涯学習活動の拡大を図ります。

政策 2 生涯学習と地域活動の推進



施策（4） 新図書館を拠点とした市民活動の支援

現状・課題

施設の老朽化、蔵書・資料の増大によるスペースの不足、利用者の図書館ニーズへの多様化への対応等を受けて、令和8年7月に新しい市立図書館「ほんてらす」が開館する予定です。

令和3年1月に策定された「御殿場市立図書館等整備基本構想」における将来像「郷土を知り 学びを育み 相互につながる図書館」を具現化した、郷土資料館機能を併せ持つ魅力あふれる新図書館です。

生涯学習・地域活動の拠点となるようしっかりと運営するとともに、新たに備わった機能・設備をサービスに十分に生かし、利用者にとって「使いやすく頼りになる図書館」とします。市内のあらゆる団体・企業などと連携し、図書館や読書を市民の心のよりどころとなるよう努め、利用者の増加を目指します。

また、ICTを活用した図書館運営を推進していくため、図書館の機能のデジタル化を推進し「いつでも」「どこでも」「気軽に」読書を楽しむことができるよう、非来館型の読書環境を提供する「ごてんば電子図書館」を令和7年から開始しました。

施策の方向性

仕事や生活・研究・趣味等に役立つ様々な資料や情報を得ることができるよう、市民のニーズに応えた図書館資料の充実を図り、市民の課題解決を支援するサービスを充実させ、自ら課題解決ができる市民を育む機能を強化します。

また、郷土の文化・歴史を学び伝承できるよう、民俗資料や考古資料等の展示、保管・管理設備を備える施設の整備方針と、民俗資料の安全な保管・管理を行うため、民俗資料収蔵庫の今後の管理方針を検討します。

主な取組

① 蔵書の充実と読書の推進

良書や有用な図書資料の充実を図って利用者の利便性を高めるとともに、市民の教養を高め、薫り高い文化都市を目指すにふさわしい蔵書の充実に努めます。蔵書が特定の分野に偏ることの無いよう、市民の学習意欲や要望に応じて、公平な立場で客観的に収集します。

リクエスト制度から利用者のニーズを把握しながら図書等を購入し、蔵書の質的な充実を図り読書推進の啓発を強化します。

また、令和4年に改訂した「第二次御殿場市子ども読書活動推進計画【改訂版】（※27）」に基づき、児童書や富士山等に関する資料の充実に重点を置くとともに、ブックスタート事業・親子おはなしの会等を通じて子どもの読書活動を支援します。

更に、令和3年4月に開館した富士山市民のサロン「けやきかん」と連携し、幅広い年代・地域の人たちが本に親しむことができるよう事業を進めます。

第3章 施策及び主な取組

② 各種サービスの充実

従来からのインターネットを利用した蔵書検索や予約などに加えて、平成28年度から「日経・静岡新聞データベース検索システム」を、令和元年からは「国立国会図書館デジタル化資料送信サービス」を導入し、利用者サービスが向上しました。

また、市民の課題解決を支援するサービスの充実のため、レファレンス（※28）について、研修等により職員の対応力を更に強化します。

市内40か所のステーションを2週間かけて巡回している移動図書館車ライオンズ号（※29）は、図書館に来ることが難しい高齢者や幼児等の利便性も最大限に考慮し、事業を継続します。

ICTの活用については「ごてんば電子図書館」を運営することで、非来館型の読書環境の提供を行うとともに、ICタグを活用した自動貸出・返却システムの導入やデジタルサイネージによる情報提供など、最新の機器により利用しやすい図書館となるよう進めます。

③ ボランティア及び近隣図書館・学校図書館との連携

読書普及活動に尽力する「御殿場市図書館ボランティアの会」を支援していくとともに、連携して各種事業を進めます。また「くろづくみの会」が行っている目の不自由な人のための録音情報提供事業に対する支援をします。「中学生ボランティア」には、夏休みを中心に体験学習の場を提供します。

裾野・沼津・三島の3市及び小山・長泉・清水の3町の近隣図書館とは、登録・貸出を相互に可能にする広域利用を引き続き行います。

また、県内公立図書館間で相互貸借を行い、所蔵していない図書資料が容易に借りられるようになっています。今後も図書館相互の業務協力と連携により、利用者のニーズに応えていくよう努めます。

学校図書館との連携については、御殿場市学校図書館研修会への参加や、学校ボランティアの連絡会等を通して情報交換、電子図書館サービスの学校での活用、図書館システムでの相互検索の実現等により、一層の強化を図ります。

（※27）子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づく計画。全ての子どもが自主的に読書活動を行うことにより、生涯を通じた読書習慣の確立を目指す。本市における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、その施策等を明記。

（※28）図書館にある資料等を使って、調べものや資料・情報探しの相談を行うサービス。

（※29）御殿場市役所ホームページに翌月の巡回日を掲載。

政策 2

生涯学習と地域活動の推進



施策 (5)

自治会等の自主的な活動の支援と地区集会施設の整備

現状・課題

従来、公共の課題やサービスは行政が中心となって解決・提供するものと考えられてきました。しかしながら近年、行政サービスに対する市民のニーズや価値観が多様化し、それに伴い行政だけではきめ細やかな対応が困難になるケースが増えています。そこで、地域コミュニティや市民活動団体が行政と協力しながら公共サービスの担い手として役割を果たし、地域の課題や行政上の問題を対等な関係で連携して解決していくことが重要となっています。そのため、地域同士のつながりを強化するとともに、地域の課題解決に取り組める人材の育成が求められています。

更に、地域活動の中心的な役割を担う地区集会施設については、平成17年度に耐震診断を行い、その結果24施設で耐震化を進める必要があることが明らかとなりました。市では耐震促進計画を策定し、各施設の耐震工事や建替工事に対して順次助成を行った結果、平成30年度までに耐震化改修が全て完了しました。

しかしながら、一部の施設は建築から20年以上が経過しており、耐震性能に問題はないものの、災害時には住民の避難所として利用されるなどの特徴があるため、令和元年度に策定された「御殿場市公共建築物個別計画」に基づいて、継続的な施設の改修を計画的に進める必要があります。

施策の方向性

全市的な課題に取り組むため、また、地域で起こる問題に対応するため、各自治会をはじめ様々な市民活動団体が活動しています。市民と行政が協力して効率的・効果的な方策を講じていくために、このような自治会等の自主的・主体的な活動を、積極的に支援します。

自治会活動の活性化と区の自治振興の推進を図るため、地域活動における活動拠点の確保・整備を進めます。

主な取組

① 自治会等の自主的な活動の支援

自治会等の活動は地域で起こるさまざまな問題の解決に必要不可欠です。地域ぐるみで地域課題の解決や子どもたちの育成を担う人材育成を目指し、自治会や地域活動団体等による住民自らが企画・立案・実行する地域活動を支援し、情報提供や活動に対する助言、関係機関との調整等を行います。

特に先進的な事例となるモデル地区や行政と市民の協働事業の取組に対しては、活動資金を助成します。また、地域の課題に取り組む市民や団体の増加を目指し、市民活動支援センターを中心に市民協働事業（※30）の啓発を行います。

第3章 施策及び主な取組

② 地区集会施設の整備

地区集会施設は、地域のイベントや教室開催時に子どもから高齢者まで様々な世代の活動の場となる等世代間交流の拠点となり、より活気のある地域づくりに必要不可欠な施設です。地域活動の活動拠点整備により、自治活動の活性化と区内コミュニケーションが円滑に行われるようにするため、また、区の自治振興の推進を図るため、地区集会施設の整備を行います。

更に、災害時には避難所としての運用をすることから計画的に整備・改修を行います。

(※30) 地域課題の解決や市民サービスの向上等、豊かで魅力ある地域社会を実現するために、市民・事業者・行政等が協力・連携して行動する。

政策 3 文化・芸術活動の振興



施策（1） 文化・芸術活動機会の充実

現状・課題

本市の文化・芸術振興の拠点施設である市民会館では、文化・芸術公演や各種教室が開催されており、新型コロナウイルスで落ち込んだ市民会館利用者数も令和3年以降は回復し、年間10万人以上が利用しています。また、東山旧岸邸（※31）には年間約2万人が来館しています。

毎年開催されている「ごてんば市民芸術祭」には、写真展・華道展・美術展等の展示部門に2,000点近くの出品があり、洋舞のつどいや吹奏楽のつどい等のステージ部門には1,500人以上が出演しています。将棋・囲碁の大会や着物の着付け体験等のその他の部門も併せて、市民芸術祭の総入場者数は例年1万人を超えています。

しかし、文化・芸術活動の参加者は年々高齢化が進み後継者不足が課題となっており、次世代の人づくりの観点からも、子どもが文化・芸術を体験する機会の充実が求められています。

施策の方向性

文化・芸術の振興に向けては、文化・芸術をそれぞれの興味・関心に応じて、感性豊かに主体的に楽しむ「人」を育てていくことが重要です。

そのため、鑑賞機会や活動・体験する機会等の充実を図ります。

主な取組

① 鑑賞機会の充実

市民会館においては、国・県や財団の各種助成制度を有効活用しながら文化・芸術事業を引き続き開催し、様々な分野における優れた文化・芸術を鑑賞できる機会を提供します。音楽・舞台芸術・美術・伝統芸能等に関するプログラムのほか、講演やシンポジウム等の機会を通じて、優れた文化・芸術に触れることの楽しさ・大切さを伝えます。

東山旧岸邸では建物・庭園を公開し、その魅力を伝えるとともに、美術館や音楽ホールとは異なる文化施設であることを生かし、美術・伝統芸能等の新しいスタイルのイベントを開催します。また、市内で質の高い活動を行っている団体と協力し、団体にとっての発表機会の創出と市民にとっての鑑賞機会の充実をセットにした取組を進めます。

第3章 施策及び主な取組

② 創作・発表の機会の充実

市民会館では、より主体的に文化・芸術に親しむ市民の裾野を広げるため、子どもから高齢者までの様々な世代のニーズやバランスを考慮しながら、各種カルチャー教室（※32）や講座を開催します。

また、市民が日頃の文化・芸術活動の成果を発表する場である市民芸術祭の活性化を図り、創作・発表しやすい環境づくりに努め、多くの市民の参加を促します。

更に「富士山の麓で歌う第九演奏会（※33）」のような、市民一人ひとりが文化・芸術活動をより身近なものとして興味を持ち、文化・芸術振興の担い手育成につながる機会を作る取組を進めます。

③ 次世代の担い手対策の充実

次世代を担う子どもが、感性を磨き、創造力や表現力を高められるよう、子どもや親子向けの良質な文化・芸術プログラムを企画し、子どもの成長段階に応じて優れた文化・芸術に触れることが出来る機会を創出します。

また、夏休み期間を利用し、日頃、直接触れる機会の少ない日本の伝統文化に親しんでもらうことを目的とした、文化少年団体体験教室（※34）を開催します。

更に、高校生世代における文化・芸術の振興と若手芸術家の育成を図るため、本市を拠点として文化・芸術部門の活動を行い、全国レベルで活躍した高校生（個人・団体）に賞賜金を交付します。

（※31）首相を務めた岸信介の自邸として、昭和44年に建てられた。平成15年に本市に寄贈され、平成21年から一般公開され、令和3年に国登録有形文化財に登録された。建物は伝統的な数寄屋建築の美と、現代的な住まいとしての機能の両立を目指して設計されており、豊かな自然の中で歴史を刻み続けている。東山地先。

（※32）文化協会の会員、市内や周辺地域で活躍している方々を講師に迎え開催。ダンス教室・お菓子教室・語学講座等、いつでも・誰でも気軽に参加できる教室を数多く企画している。

（※33）文化芸術振興策として、一般公募した市民と市内で活動する交響楽団等が実行委員会を結成し、年末に第九を演奏するイベント。

（※34）普段体験できない等の演奏や将棋・囲碁・茶道・華道等が体験できるイベント。文化協会が主催で開催しており、子どもたちが伝統文化等に触れる良い機会となっている。

政策 3 文化・芸術活動の振興



施策（2） 文化・芸術活動体制の強化

現状・課題

御殿場市文化協会は、市内で活躍する各種文化団体で構成されている組織で、約140団体が加盟しています。加盟団体の内訳としては、音楽や美術から将棋・囲碁・書道・茶道・華道・舞踊・生活文化など幅広い内容となっています。

文化協会に所属している各団体をはじめ、地域の各世代や関連団体の取組により、文化・芸術の裾野は徐々に広がりを見せていますが、各団体間の結びつきや連携は必ずしも強固ではなく、また、各分野間や地域間のつながりは、それほど活発ではありません。

そのため、市全体での機運の高まりや大きな活動へと発展せずに、活動が各分野内・各地域内に留まってしまいう傾向が多くみられます。

体制強化のため補助金維持等の支援継続は不可欠ですが、加盟団体（会員）数は減少傾向にあり、周辺市町においても同様の事象が見られます。市町単位で文化芸術団体を統率する協会（連盟）を維持することが困難になりつつあります。

また、文化協会は加盟団体や連盟毎の文化活動だけでなく、市民会館指定管理者の一員として会員が市民会館カルチャー教室の講師を務めるほか、秩父宮記念公園の指定管理者の一員にも加わり、文化芸術活動の場と機会の拡大に取り組んでいますが、事業の段取り・調整を担う事務局職員の雇用は不安定な状況です。

そのため、文化協会を通じて市民の文化芸術活動を振興するためには、単に加盟団体（会員）の減少を食い止めるだけでなく、職員の雇用を安定させることで事務局機能を強化する必要があります。

施策の方向性

文化・芸術活動は、文化協会や活動団体等、様々な団体に支えられて成り立っています。そのような活動団体の実態を把握し、活性化に向けた効果的できめ細やかな支援体制を整備します。

また、企業等の参画についても検討するとともに、地域における文化・芸術振興の体制づくり、支援のあり方についても検討します。

主な取組

① 活動団体の体制強化

文化協会は本市の文化・芸術振興の中核を担う団体であり、加盟している各団体は、市民の文化・芸術活動を支える身近な受け皿となってきました。

今後も、市民芸術祭だけでなく、団体や市民の創作・発表といった活動機会の提供と、文化・芸術活動を通じた交流ができるよう支援します。

また、各団体の取りまとめ役として文化協会の機能強化に努めます。

第3章 施策及び主な取組

② 地域及び企業、他分野との連携

文化・芸術を感じるまちづくりを推進していくためには、社会全体での取組が必要であり、市民や関係団体だけでなく地域社会の一員である企業等の参画についても促します。

地域においては、身近なコミュニティ内で気軽に取り組めるという利点を生かした文化・芸術活動の活性化を図るとともに、地域を超えた連携や交流を促し、市全体での活性化につなげます。

更に、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かした国内外との文化交流を促進し、観光・経済・福祉・まちづくり等、他部門への波及・相乗効果を考慮した取組を検討します。

政策 3 文化・芸術活動の振興



施策 (3) 文化・芸術活動基盤の確保

現状・課題

本市において、文化・芸術活動に活用できる施設は、市レベルから各地区レベル、各行政区のレベルに至るまで充実しているといえます。

市民会館は、市民の文化教養の向上と福祉の増進に寄与することを目的として、昭和51年度に完成し、文化・芸術の発信基地として今日まで多くの市民に利用されてきました。

なかでも、大ホールは、市内で1,000人以上の観客を収容できる唯一の文化施設であることから、毎年5万人前後の利用者があります。しかし近年、経年劣化による各設備の不具合が発生しており、修繕では対応しきれない改善工事が必要な状況となっています。このため、施設の運営に支障をきたす事例が増えています。

施設の管理・運営面では、より効果的かつ効率的な行政経営を図るため、公共サービス全般における民間活力の導入が進められており、文化・芸術関係施設についても、指定管理者制度（※35）による施設運営が行われています。

また、東山旧岸邸は、本館が令和3年に国登録有形文化財「旧岸邸」となったことから、今後の修繕や改修については、文化財に指定される可能性も視野に入れた対応が必要となっています。

施策の方向性

文化・芸術活動の拠点施設となる市民会館については、市民ニーズにきめ細やかに対応できるよう、施設の管理・運営の工夫を図ります。また、他の文化施設についても、それぞれの利用目的や利用内容等に応じた適切な維持管理と機能の維持向上、効果的な利用を促進します。

各文化施設の施設管理者とより密接な連携を図りながら「御殿場市芸術文化振興基本方針」に沿った方策を効果的・総合的に展開します。

主な取組

① 文化施設の機能向上

市民会館は、竣工後約50年の年月を経て、建物本体・各設備の老朽化が進んでいることから、舞台設備の一部更新等の工事を行い、施設利用者の安全を確保するとともに施設の有効活用を図ります。老朽化した冷温水式空調、音響設備の修繕や更新、舞台におけるインターネットの活用に対応するための回線の整備等を検討します。

また、東山旧岸邸については、竣工当時の建物のあり方を守り、文化財的価値を維持しながら永く保存・継承できるよう必要な修繕を行います。

第3章 施策及び主な取組

② 文化施設の有効活用

市民会館や東山旧岸邸などの文化・芸術の提供に係る主要施設においては、すでに指定管理者制度が導入されていることから、開館時間の設定や休館日の臨時開館、利用料金の割引制度の導入等、指定管理者制度のメリットも生かしながら施設利用者の満足度を高める運営に取り組みます。

また、各施設の利用目的や利用内容等に応じた適切な維持管理と、効率的な運営を行います。

③ 施設管理者との連携強化

施設利用者に質の高いサービスを提供するため、各文化施設の施設管理者間の連携を密にし、本市の文化・芸術振興の方針に沿った事業展開・運営を、施設管理者が培ってきたノウハウや企業文化・組織を生かしながら効果的に推進します。

施設の維持管理状況・運営状況・計画された事業の実施状況や成果を確認し、次の改善につなげるため、指定管理施設のモニタリングを定期的を実施します。

また、市内外の関連する施設管理者相互の連携・調整を図りながら、文化・芸術を振興するための施設の有効活用や効果的な施策・事業の展開を図ります。

(※35) 体育館・公園等の公の施設について、地方公共団体の指定する者（指定管理者）が管理を代行する制度。

政策 4 スポーツの振興



施策 (1) 生涯スポーツの振興

現状・課題

現在、御殿場市スポーツ推進委員やスポーツ振興会役員等が中心となり「市民ひとり1スポーツ」をスローガンに、誰でも気軽にできるレクリエーションスポーツの普及と推進を行い、ふれあいモルック大会・レクリエーションスポーツ体験教室・スポレク祭等のイベントを開催しています。

比較的時間にゆとりのある高齢者世代は、ウォーキングを中心に運動をする習慣がありますが、スポーツ少年団や運動部に属さない若年層及び仕事・家事・育児に忙しい30～40代は、高齢者と比べても運動習慣が少ないのが現状です。これら運動習慣の少ない年齢層をどのように取り込んでいくかが課題となっています。

市民一人ひとりの体力、技術、興味などに応じて、誰でも気軽に楽しく身体を動かすことができる生涯スポーツの振興が求められており、イベントの開催時期・告知方法の改善や、市民が「会場に足を運ぶ」「参加してみたい」と思う企画を練ることが重要です。

「する」スポーツだけでなく、「みる」「ささえる」スポーツに携わる層を増やすことも、生涯スポーツを推進していく上での課題となっています。

更に、新たな3つの視点である『スポーツを「つくる／はぐくむ」』『「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる』『スポーツに「誰もがアクセス」できる』についても検討する必要があります。

施策の方向性

スポーツは、健康増進はもとより、生きがいづくりや青少年の健全育成・地域の活性化等、活力に満ちた社会を形成する上で欠かせない存在です。様々な世代の人が参加できるように、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進やスポーツイベントの開催を推進します。

主な取組

① 生涯スポーツ・レクリエーションスポーツの推進

一人ひとりのライフステージ、体力・趣味・目的等に応じて、日常生活の中で誰もがスポーツに親しみ、楽しむことができる生涯スポーツの振興を図ります。

また、本市の高原の気候や風土を活かして整備されているゴルフ場・テニスクラブ・乗馬クラブ・キャンプ場・ハイキングコース等の施設を利用したスポーツや、ファミリーバドミントン・ペタボード・ビーチボールバレー・モルック等のレクリエーションスポーツも推進します。

第3章 施策及び主な取組

② 各種スポーツイベントの充実

協会が設立されていないレクリエーションスポーツの活性化及び市民の交流のため、市民スポレク祭等の大会や、ふれあいモルック大会、レクリエーションスポーツ体験教室等、各種イベントを開催します。

また、市民の幅広い要望や意見に耳を傾け、多くの市民が参加者・運営者・応援者・ボランティアとして様々な形で参加できるようにイベントの内容や運営の充実を図り、みるスポーツ、ささえるスポーツの推進にも取り組みます。

③ 「市民ひとり1スポーツ」の推進

スポーツをする目的は、軽い体操やウォーキングを日課とする健康志向の人、トップレベルを目指す競技志向の人等、そのレベルや関わり方は様々です。健康の維持・増進や楽しみのために、スポーツに対するニーズが高まっている中、市民ニーズに応じたスポーツの施策を展開します。

また、スポーツ活動に取り組み、目標に達した市民を表彰する「御殿場市I LOVE スポーツ章」(※36)を推進します。

(※36) 運動した実績に応じて得点カードに得点分の色を塗っていく。得点によってメダルや盾の記念品の贈呈を受けられる。令和7年1月現在550人以上が登録し、各自目標をもって運動に取り組んでいる。

政策 4 スポーツの振興



施策 (2) 競技スポーツの振興

現状・課題

競技スポーツは、競技者にとっては能力と技術の限界に挑み勝利を目指す活動であり、他者にとっては観戦等で応援したり、感動を受けたりする活動です。練習に多くの時間を費やすことから、練習機会と活動場所の確保が求められています。

現在、本市では御殿場市スポーツ協会が中心となり「審判員・指導者養成講習会」等を実施しています。

今後、競技スポーツを新たに始める、またはより積極的に活動を行うための団体情報の取りまとめや情報提供の体制作り、活動場所の確保が課題となっています。

施策の方向性

選手の強化体制の礎となる、市スポーツ協会等、各スポーツ団体の体制強化を支援します。また、指導体制の整備及び指導者の質の向上に努めるとともに、全国規模の競技会等に参加した市民等に対する表彰制度の充実を図ります。

更に、競技者の早期育成や発掘の手段として、幼少期からスポーツに触れる環境を整え、子どもの多様なスポーツ活動が効果的に行われるための取組を推進します。

主な取組

① 選手強化体制の充実

選手強化体制の構築に当たっては、組織の充実が重要になるため、市スポーツ協会等のスポーツ団体の体制を充実するとともに、加盟団体、総合型地域スポーツクラブ（※37）やその他団体と協力し、各種大会・事業を通じて団体の組織や連携の強化・育成に努めます。

また、市スポーツ協会等の既存団体と協力しながら現状の実績や組織体制の状態を確認し、強化のためのモデル競技を選定する等、組織の充実及び選手の強化を図ります。

② 指導体制の整備

競技スポーツの発展のためには、幼少期からの一貫した選手の育成・指導が重要といえます。市スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、その他団体と協力し、指導体制の整備を図ります。

指導者の養成については、審判員・指導者養成講習会を行い、ルール改正への対応や指導者同士の意見交換を行い、質の維持向上に努めます。また、優れた資質を持つ選手が活動拠点等に関わらず、その特性や発育・発達段階に応じた最適な指導を受けながら育成される体制を整備します。

第3章 施策及び主な取組

③ 競技者の早期育成、発掘

子どもの体力・運動能力の低下が指摘される現在、幼少期からスポーツに親しみ、運動習慣や生活習慣を身につけ、競技スポーツの為の基礎を培っていけるよう幼児向けスポーツ教室・スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブの子ども向け教室等、幼少期からスポーツに触れることのできる環境を整えます。

スポーツ少年団等の団体指導者及び保護者等の協力のもと、スポーツ少年団間の交流、市スポーツ協会等との交流を活発に行い、組織間の連携強化を促進します。

④ スポーツ賞賜金制度の充実

市民のスポーツの振興や競技力の向上を図るため、東海大会以上の各種競技大会に出場する市民等に対してスポーツ賞賜金を交付します。

また、スポーツのより一層の盛り上がりを促すための広報活動を実施します。

(※37) 身近な地域でスポーツに親しむことができる新しいタイプのスポーツクラブ。子どもから高齢者まで、また初心者からトップレベルまで、様々なスポーツを愛好する人がそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持つ。市内では、市体育館が平成18年から開催しているGSKスポーツ教室が名称を改め、御殿場総合スポーツクラブとして平成23年4月からスタートしている。

政策 4 スポーツの振興



施策 (3) スポーツ関連施設の適切な整備と運営

現状・課題

市内の公共スポーツ施設等（※38）は、市民だけでなく市外の人にも多く利用されています。しかし、設置後数十年が経過し老朽化している施設もあるため、施設の状況に応じた改修・整備を計画的に進めていく必要があります。特に市体育館、市陸上競技場、市東運動場、馬術・スポーツセンターにおいては、施設の老朽化が進んでいるため、適切な時期に改修工事等を実施していく必要があります。

施設の改修・整備にあたっては、バリアフリー化や利用者ニーズ等を把握し、改修計画に盛り込んでいく必要がありますが、大規模改修は施設を利用できない期間が長期間に及ぶことから、代替施設の検討やイベントの中止等、日頃からスポーツをしている市民に対し、多大な影響を与えることが懸念されます。

また、「御殿場市馬術・スポーツセンター」は現在、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設（馬術）の指定（※39）を受けています。年間を通じて、馬術競技の強化合宿や全国レベルの大会が数多く開催され、「全日本高等学校馬術競技大会」はこれまで15年連続通算16回が開催されているなど、全国から多くの人々が本市を訪れています。

一方、馬術競技や施設に関心がある市民に限られており、馬術・スポーツセンターに足を運んだことが無い人も多いことから、大会の盛り上げや多目的での施設利用等について市民に周知し、市民のスポーツ振興・健康増進などにつなげていくことが課題となっています。

施策の方向性

高齢者やハンディキャップのある人などを含め、多くの人々が安全で快適にスポーツを楽しむことのできる環境を整えるため、利用者ニーズを把握し施設運営を行うとともに、スポーツ施設の計画的な改修を行います。

また、身近な場所で気軽にスポーツに親しめるよう学校体育施設の有効活用を図ります。

更に「御殿場市馬術・スポーツセンター」がナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設（馬術）に指定されている利点を生かし、強化合宿や大会の開催による経済波及効果、馬術のまちとしての知名度の向上・御殿場ブランドの向上を図るとともに、市民の健康増進活動等につなげていくための方策を検討します。今後も継続してナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設（馬術）に指定されるよう関係機関に対し働きかけ、誘致に努めます。

第3章 施策及び主な取組

主な取組

① 陸上競技場の整備・改修

施設開設後、2種公認陸上競技場として5年ごとに日本陸上競技連盟の公認検定を受け、公認継続を行ってきました。前回の認定で3種公認として生まれ変わり、更に市民に利用される競技場として整備・改修を進めます。現在の認定は、令和9年9月に期限を迎えるため、利用者ニーズを把握するとともに現状に即した施設改修及びルール改正等に伴う備品の更新を図ります。

また、すべての利用者及び環境に配慮した施設整備を進めるため、トイレの洋式化及びバリアフリー化、照明のLED化について、早期の導入に向けて検討します。

② 東運動場の改修・整備

東運動場は、設置後50年以上が経過して施設の老朽化が進んでいるため、将来へ向けて利用者の安全確保を最優先に考えた改修・整備を行います。改修にあわせて、トイレの洋式化及びバリアフリー化、照明のLED化についても、導入に向けて検討します。

③ 学校体育施設夜間開放事業の実施

市民が気軽にスポーツを親しめる環境を整えるため、小学校及び中学校の体育施設を夜間に開放し、市民のスポーツ振興を促進します。

また、学校体育施設が地域住民にとって、より身近なスポーツ施設として活用されるよう、利用時間や利用条件等の利用者ニーズを把握し、施設運営に適切に反映します。

④ ナショナルトレーニングセンターの誘致

御殿場市馬術・スポーツセンターについて、今後も継続してナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設（馬術）として指定されるよう関係機関に対し働きかけます。

また、ナショナルトレーニングセンターとして相応しい施設のあり方について、日本オリンピック委員会や競技団体と連携しながら研究し、施設の整備内容や、運営方法等の改善点についても検討します。

⑤ ナショナルトレーニングセンターを生かした事業の展開

ナショナルトレーニングセンターは、オリンピック・パラリンピックのメダル獲得に向けた強化施設であり、馬術競技の国内のトップ選手が集結して強化合宿や各種大会が開催される馬術競技の聖地であることから、本市のブランド力の向上につなげます。

馬術・スポーツセンターでは全国大会規模の各種大会においても、誰でも間近で気軽に競技を観覧できることを広報し、馬術競技に興味・関心をもってもらうとともに、大会の盛り上げにつなげていくよう市民への周知に努めます。

また、馬術競技を始めるきっかけづくりや競技スポーツの振興を図るとともに、馬術競技以外でも施設が利用できることを広く市民に周知し、市民のスポーツ振興・健康増進などにつなげていくような多目的での活用方法の研究も進めます。

（※38）市内の公共スポーツ施設等（学校を除く）・体育館（市体育館）・地区体育館（印野地区屋内体育施設、玉穂地区児童屋内体育施設、神山地区児童屋内体育施設、御殿場地区児童屋内体育施設、高根地区児童屋内体育施設）・野球場・ソフトボール場（市東運動場、市南運動場）・陸上競技場（市陸上競技場）・地区広場（御殿場地区広場（バレット御殿場）、原里地区広場（友愛パーク・原里）、玉穂地区西広場、玉穂地区東広場、印野地区スポーツ公園（丸尾パーク）、高根ふれあい広場、高根西ふれあい広場）・水泳プール（玉穂地区屋内プール施設）・テニスコート（市中央テニスコート、印野地区スポーツ公園テニスコート）・御殿場市馬術・スポーツセンター

（※39）スポーツ庁が指定する、トップレベル競技者の活動拠点施設。中核拠点（東京都北区）と競技別強化拠点がある。競技別強化拠点は、中核拠点では対応できない各競技について日本各地の専用施設を指定施設としたもの。中核拠点と連携し競技者の長期的な強化活動やジュニア競技者の育成等に活用されている。

政策 4 スポーツの振興



施策 (4) スポーツ振興を支える体制と人材の育成

現状・課題

本市では、市民の体力向上と健康の増進を図るため、生活の中にスポーツを浸透させる「市民ひとり1スポーツ」を各スポーツの関係団体と連携して実施しています。

市スポーツ協会には33の競技団体が加盟しており、競技人口の拡大と競技力の向上を図るとともに、関係団体と密接な連携を保ち積極的に事業を展開しています。また、各地区のスポーツ振興会等は、地域に密着したレクリエーションスポーツ活動を行っています。

更に、市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法を根拠法令として御殿場市スポーツ推進委員規則により委嘱しており、レクリエーションスポーツの講習会や大会、体験会等を開催し、年齢・性別に関わらず多くの人々が楽しむことができるスポーツの振興を行うことで、地域に密着したスポーツ振興を図っています。

しかし、高齢化による新たな担い手不足が課題となっており、今後はそれぞれの組織において、有能な指導者を派遣できるような人材確保と人材バンクの組織づくり、既存の組織や団体とより情報共有を強化し、連携を構築していく必要があります。

施策の方向性

スポーツ振興を支えるために、スポーツ関連団体への活動支援や、生涯を通じたスポーツ参加の基盤となり、住民が主体的に参加する地域のスポーツ振興を担っている各地区スポーツ振興会の支援を行います。

主な取組

① 市スポーツ協会への活動支援

市スポーツ協会の体制を支援するとともに、加盟団体の組織や連携を強化し、スポーツ関係団体の育成を推進します。

優れた資質を持つ競技者が、指導者や活動拠点に関わらず、一貫した指導理念に基づき、その特性や発達段階に応じた最適な指導を受けながらトップレベルの選手を育成できる指導体制の構築に努めます。

また、それぞれのレベルに応じ、選手一人ひとりの能力を最大限に発揮させることができる指導者を養成・確保する事業に対し支援します。

第3章 施策及び主な取組

② 各地区スポーツ振興会等の充実

地区民の健康増進と生涯スポーツの推進を図っている各地区のスポーツ振興会を支援するため、情報共有を図りながら生涯スポーツの底辺拡大に努めます。

また、各地区のスポーツ振興会等の連絡調整組織である市スポーツ振興連絡会の体制を充実し、今後も引き続き市民スポレク祭の開催及びレクリエーションスポーツの研修会等を実施するとともに、各会員の知識向上及び地域のスポーツ振興を図る事業を実施します。

③ 市スポーツ推進委員会への支援

レクリエーションスポーツの普及のため、実技指導や市主催イベントの「ふれあいモルック大会」「レクリエーションスポーツ体験教室」「体力測定会」等を企画運営している市スポーツ推進委員への支援を行います。

また、レクリエーションスポーツや地域でのスポーツ活動等に対する様々な派遣依頼にも対応できるよう、企画立案やコーディネート力をもった人材の養成と確保について努めます。

政策 4 スポーツの振興



施策 (5) 富士山の麓でスポーツ交流「スポーツタウン御殿場」の推進

現状・課題

現在、スポーツ教室は、市スポーツ協会・総合型地域スポーツクラブ・市スポーツ推進委員会等により、子どもから大人まで幅広い年齢層が参加できる様々な教室が開催されています。地区においてはスポーツ振興会等によりソフトミニバレーボール・ウォーキング等、生涯スポーツが推進されていますが、スポーツを通じた世代間・地域間・競技間等の交流が活発に実施されていないのが現状です。

また、本市は東京2020ホストタウン制度を活用して登録相手国である台湾、韓国、イタリアとの多面的な交流や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会自転車競技ロードレース開催会場としての追い風を生かしたサイクルスポーツの振興など、オリンピック・パラリンピックの開催効果の創出に向けてこれまで取り組んできましたが、今後も、これらの経験や実績を生かしたスポーツの振興と交流を促進していく必要があります。

本市の魅力ある地域資源や東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かしたスポーツ交流によるまちづくりには、官民が連携・推進し、スポーツで地域振興や地域経済の発展に寄与する組織体制が必要であることから、スポーツ庁から指定された地域スポーツコミッションとして、地域振興や地域経済へとつなげていく取組を行う「スポーツタウン御殿場推進協議会」が立ち上げられました。

施策の方向性

全ての人々が気軽にスポーツを楽しめる環境を整えるため、スポーツ関連団体等と協力し、スポーツ教室や各種イベントの充実を図り、様々な媒体を活用して情報発信を行います。

東京2020大会自転車競技ロードレースの本市開催や、イタリア空手代表チームの合宿受け入れなどを契機に一層のスポーツ振興を図るとともに、スポーツを通じた世代間交流、周辺市町との交流、トップアスリートや海外との交流等、幅広い分野での交流も促進します。

主な取組

① 各種スポーツ教室やイベントの充実

各スポーツ団体と連携して、それぞれの団体の強み等を生かしながら特色を持ったスポーツ教室や各種イベントを開催するとともに、競技人口を増やせるような教室をそれらのイベント等と絡めながら開催します。

また、子ども・高齢者・障害のある人等が、それぞれの運動能力に合ったスポーツを楽しめるよう、スポーツ教室の充実に努めます。

東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機に、市民が自転車に親しむきっかけを創出するイベントのほか、恵まれた地域資源を生かしたアウトドアスポーツ等のイベントを開催し、レガシーを活用したスポーツ振興と交流を促進します。

第3章 施策及び主な取組

② 各種大会の開催・スポーツを通じた交流の促進

地域主体のスポーツイベントや市民スポレク祭等へ広く市民の参加を促すとともに、市スポーツ祭等競技者同士が交流できる大会を開催し、競技団体の組織や連携を強化します。

関係団体と連携し、子どもから大人まで、また障害の有無にかかわらず、誰でも気軽にスポーツを楽しむことができるイベントを開催し、友人・仲間との交流や世代間交流の促進と、関係団体との連携強化に努めます。

各競技団体と協力して全国規模の大会や合宿等を誘致し、選手の応援や大会運営、交流試合など様々な形で選手等と関わることを通じて、市民のスポーツ交流を更に拡大させます。また、東京2020大会における自転車ロードレースの開催やホストタウン交流によって得られた実績や関係性を生かし、今後も継続して国内外のトップアスリートとの交流による国際理解の推進や夢・希望をもって成長できる機会の創出に取り組みます。

政策 5 歴史と文化の継承



施策 (1) 歴史・伝統文化・文化財の調査と研究及び支援

現状・課題

市内には、古代の遺跡から現代の建造物、国の特別名勝・史跡、更に世界文化遺産でもある富士山、天然記念物の溶岩洞窟や樹木、伝統芸能や祭礼等、多種多様な文化財が数多くありますが、指定文化財・登録文化財ですら現況の把握が不十分であり、大多数の指定外の文化財に至っては価値も定まらず、市民の関心が及ばない状況にあります。

一方、市民団体の中には郷土の歴史に強い関心を持ち、市民協働型まちづくり事業等に応募し、郷土の歴史を掘り起こし発表する活動を行う人たちもいます。

また、富士山の麓を調査対象とする考古学・民俗学・火山学等、多様な分野の研究者からの調査協力依頼も増加しています。

市民のみならず県民・国民の共有財産である多種多様な文化財について、調査を継続し現状把握に努めるとともに、市民団体と協働し、また研究者の調査に協力することで文化財の価値を定めていく必要があります。

更に、平成30年の文化財保護法改正、令和2年の静岡県文化財保存活用大綱の策定を受けて、市内に所在する多種多様な文化財の現状を把握し、中・長期的な保存・活用に関するアクションプランである文化財保存活用地域計画の作成に着手します。

施策の方向性

歴史・伝統文化に関する資料の収集・記録・保存を行うとともに、研究者や市民の活動を支援します。

また、文化財に関する調査研究及び審議を行う文化財審議会の開催や、指定文化財等の日常的な保護とその活用を行います。

更に、埋蔵文化財に関する調査成果については、広く市民に公表します。

主な取組

① 文化財保護の啓発

市指定文化財の保存・公開・活用や、経年劣化・自然災害による損傷に伴う現状変更申請、新規・追加指定及び指定解除についての審議等を文化財審議会で行います。

更に、市が所有者となっている県指定史跡深沢城跡（※40）の保存と活用についても文化財審議会場で意見交換を行います。

また、指定・登録制度で保護されていない文化財についても、必要に応じて審議し調査や保護のための助言を行い「文化財のしおり」や「調査報告書」で成果を市民に公表し、文化財保護の啓発に努めます。

第3章 施策及び主な取組

② 指定文化財の保護と活用

市指定文化財の改変等については、所有者等へ支援・助言を行うとともに、専門家の指導・助言を受けます。また、市指定文化財以外については、国・県の指導・助言も受ける等をして適正な手続きを図り、その保護に努めます。国庫・県費補助事業を行う際には所有者等の手続きを支援し、市も補助金を交付します。

日常的には、台風や暴風の通過、地震の発生があった場合に被害の有無を確認するためのパトロール等を実施します。

所有者の同意と文化財の保存・公開が確保されることを前提とし、市指定文化財については文化財審議会と、国・県指定文化財については県文化財課と協議しながらその活用を進めます。

③ 埋蔵文化財の調査

文化財保護法に基づき、周知の埋蔵文化財包蔵地（※41）内で行われる土木工事等について、届出書等を提出するよう指導し必要な確認調査を実施します。調査結果を併せて届出書等を県へ進達し、その指示に従い工事立会や発掘調査を行います。大規模開発については、文化財保護法に基づく届出等を適切に実施するよう事業者へ指導・助言します。

また、国・県事業については、必要に応じて踏査等を行い包蔵地の有無や取り扱いについて県に回答します。周知の埋蔵文化財包蔵地の地図については、精度を高めるため確認調査や本調査の成果を集成し、必要に応じて県に包蔵地範囲の修正手続きを行います。

発掘調査の成果については発掘調査報告書や現地説明会等により広く市民に公表します。

④ 神社棟札調査の継続

神社の棟札は、単なる社殿の造作の記録ではなく、江戸時代以来の祭神の変遷、祭礼を執り行った神職や鍵取の名前、近代以降の合祀の様相など地域の歴史を今に伝える貴重な情報が記されています。東日本大震災の復興の様子を見ても、地域住民の心の拠り所である神社の存在は重要であり、神社の棟札を調査し報告書として記録に残し次世代に伝えることは、文化財保護や地域史研究に留まらない重要な事業です。

平成25年度に印野地区から着手した棟札調査は、御殿場と高根の2地区が未調査となっています。今後は、宮司や氏子総代会など関係各位の理解と協力のもと順次調査を進め、調査報告書を刊行していく予定です。

（※40）馬伏川と抜川の合流点にある、比較的平坦な台地に立地。現在は、大半が山林と水田となっている。

（※41）貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地。（文化財保護法第93条第1項で規定）

政策 5 歴史と文化の継承



施策 (2) 文化財等の保存・公開と活用

現状・課題

文化財の公開・展示は、新市立図書館における郷土資料展示という文化財の常設公開展示スペースが稼働することにより、ここを拠点とした恒常的な事業展開が可能となりました。郷土の歴史や伝統文化を知りたいという市民に対して、図書館のレファレンスサービスと連携を図りシームレスなサービス提供が求められます。

また、考古遺物や民俗資料については、小中学校への出前講座、一般向けの文化財講座に際して見て触れてもらう機会を提供しています。樹木・建造物・城跡等は所有者や地権者の理解と協力のもと、見学という形での公開を進めています。

文化財を保存する民俗資料収蔵庫は建物の老朽化が進んでいることに加え、玄関ホールや通路まで使って資料を収容している状況であり、一般公開には使用できない状況です。そのため、本市の施設の中に文化財を常時展示するスペースを確保し公開をするとともに講座等を実施し、文化財に親しんでもらう機会を増やす必要があります。

施策の方向性

富士山周辺の雲と気流の観測・研究を行った、阿部正直博士（※42）に関する資料の調査・整理を進めるとともに引き続き富士山交流センターでの展示を行います。

また、文化財に関する講座や展示等を行うことにより、より身近に文化財を感じてもらえるよう努めます。更に、市内の文化財等に関する調査・研究の成果を、幅広い世代に向け分かりやすく情報提供していくよう努めます。

主な取組

① 阿部雲気流博物館資料の整備・活用

阿部雲気流博物館資料は、阿部正直博士のご遺族から昭和43年より寄託を受け、平成24年度に寄贈を受けました。寄贈資料は富士山交流センターの天空シアター（※43）及び同所の収蔵室に展示・収蔵されています。これら資料は、令和3年3月に市指定文化財に指定されたことから、今後、保存を図るとともに、調査・整備を進め、新図書館郷土資料でも展示する等の活用を図ります。

また、平成27年度に新たに寄贈された各種書類や自伝の直筆原稿等の調査・整理を進め、阿部博士について広く発信します。天空シアターでの展示については、資料の劣化低減を兼ねた展示替えを行います。

第3章 施策及び主な取組

② 文化財に親しむ市民の拡大

「文化財のしおり」や登山道マップ等を発行し、文化財に関する調査・研究の成果を分かりやすく公開します。また、機会を捉えて企画展示や文化財に親しむ講座、デジタル資料館の更新等を行い、文化財について多くの市民に見て触れて知ってもらう機会を提供します。

文化財講座については、参加者の年代等に偏りがあることから、親子文化財講座のように世代の異なる人が一緒に参加できるような講座を行い、幅広い年代の市民による文化財保護や郷土愛の意識の醸成を図ります。

また、その延長上で文化財サポーターを養成し、市民による文化財を守り育てる団体の育成を目指します。

更に、新図書館における郷土資料展示も始まるため、新たな取組や見直しを検討します。

③ 新図書館における郷土資料館機能

図書館と郷土資料館の複合化という視点に立ち、郷土資料館が持つ郷土意識の醸成を図るという機能が新図書館にて整備されました。

今後は、新図書館にて郷土資料展示の開始以降に、指標の見直し等を進めます。

(※42) 富士山にかかる雲を撮影して膨大な数の写真を残し「雲の博士」と呼ばれた。1927年、御殿場に私設の「阿部雲気流研究所」を設立（1945年に閉鎖）。1937年に「雲気流参考館（博物館）」を併設した。中央气象台（現気象庁）気象研究所の初代所長。

(※43) 本市ならではの富士山と雲の関係から、気象観測の歴史を、実物展示を交えて紹介。シアターゾーンでは、直径6mの富士山麓のジオラマで富士山の四季の移り変わりを楽しめる。270インチのスクリーンでは、富士山噴火のCG映像等を鑑賞できる。

政策 5 歴史と文化の継承



施策 (3) 世界遺産富士山の保全と啓発

現状・課題

平成25年、富士山はユネスコ（国際連合教育科学文化機関）により人類の宝として価値を認められました。

富士山は、文化財保護法を核に自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律、各市町の景観条例等により重層的に保護されている世界遺産です。

富士山については、専門性の高い様々な分野の調査・研究が必要となるため、専門家との協力関係を築いていくことが必要です。

施策の方向性

本市は世界遺産富士山の核心部分となる構成資産「富士山山域」を守り、次世代に伝えるという重要な役割を与えられた市町村の一つです。

今後も、富士山の保全を確固たるものにする活動や支援を行います。

主な取組

① 世界遺産富士山の保全

世界遺産は、条約締結国が国内法で万全の保護措置を取ることが定められています。

広大かつ多様な利用がされている富士山を保護措置していくためには、国・県をはじめ様々な関係団体が協力していかなければなりません。引き続き、富士山保存管理行政関係者部会や富士山世界遺産協議会等に出席し、環境省・林野庁・県・他市町・富士山に関わる権原者と協力して富士山の保全にあたります。

また、ユネスコの世界遺産委員会が求める遺産影響評価（Heritage Impact Assessment）について、県・他市町と協力して対応します。

更に、関係団体等が富士山山体で実施する事業を把握し、必要に応じて法令遵守の指導助言を行うとともにパトロールを実施し、講座による啓発等、更なる取組を充実します。

② 世界遺産富士山の保全・啓発に向けた活動の支援

御殿場口新5合目に開設された「マウントフジトレイルステーション（※44）」において、世界遺産富士山の理解を深める展示を実施するとともに、トレイルステーションが実施する環境教育のトレッキングに職員が講師として同行し、現地で世界遺産に関するミニ講座を実施します。

また、小中学校や成人の団体が実施する富士山学習・郷土学習に際して、学芸員資格を持つ職員が出向き、世界遺産に関する講義を行います。

更に、富士山自然保護活動を行う団体と協力し、より一層、世界遺産富士山の保全に努めます。

第3章 施策及び主な取組

③ 富士山巡礼路調査の実施

静岡・山梨両県は世界文化遺産富士山について、ユネスコ世界遺産委員会からの勧告に基づいて、山麓の自治体と共同で山中・山麓の巡礼路の特定等調査を実施しています。御殿場市域を含む須山口・御殿場口登山道は、静岡県・裾野市・御殿場市の三者共同での学術調査が令和6年度をもって完了しました。

(※44) 夏の開山期に、登山・ハイキング・観光で富士山御殿場口を訪れる方々のために、休憩・交流スペースを設け、観光情報や登山・山小屋情報の発信や、安全登山や自然環境保全の啓発活動等を行う。

政策 5 歴史と文化の継承



施策 (4) 図書館郷土資料展示室の利用促進

現状・課題

施設の老朽化、蔵書・資料の増大によるスペースの不足、利用者の図書館ニーズへの多様化への対応等を受けて、令和8年7月に開館予定の御殿場市の新しい市立図書館「ほんてらす」が開館します。

新図書館と郷土資料展示機能を複合化したことにより、教育分野はもとより、都市計画や観光振興等、他分野でも注目され重視されている富士山や郷土の歴史、文化財を常時公開された、文化財に親しむ場所となりました。複合化によって、これまで富士山交流センターで展示されてきたごく一部の資料と企画展示・出前講座では十分ではなかった効果が、郷土資料展示機能には期待されています。

施策の方向性

郷土の歴史と伝統文化を学び伝承できるよう、民俗資料や考古資料等の展示、保管・管理設備を備える施設の整備方針を検討します。併せて、民俗資料の安全な保管・管理を行うため、民俗資料収蔵庫の今後の管理方針を検討します。

主な取組

① 民俗資料収蔵庫内資料の整理・活用

郷土資料展示機能整備と併せて、現在、民俗資料収蔵庫に保管されている民俗資料や考古資料の適切な管理を行うため、民俗資料の整理・活用を図ります。また、新図書館敷地内に収蔵施設を確保し、新図書館における展示、公開、活用に向けた資料の抽出や補修を進めます。

更に、小中学生が歴史により深く興味を持つきっかけ作りとして、実際に手で触れることのできる資料等の貸出を積極的に行います。

政策 6

多文化共生と国際交流の推進



施策 (1)

多文化共生の推進

現状・課題

本市においては多文化共生（※45）社会の実現を目指していますが、現状は言葉の壁があるために意思疎通が難しく、また多言語での情報提供が十分ではなく、様々な問題を生じる要因となっています。

そのため、外国人に対する日本語の学習機会の充実や、行政情報等の翻訳・通訳の支援が求められています。また、生活ルール等に関する知識不足・価値観や文化の相違が招くトラブルを解消するために、日本人・外国人双方がともに学び、互いを理解する環境づくりが必要です。更に、地域との関わりが少ない外国人も多く、災害時等に孤立者を出さないためにも支援者の発掘や支援の体制づくりが課題となっています。

多文化共生を推進する上で、子どもの成長に関することは非常に重要な課題となっています。特に習慣が異なる国で育った外国人保護者にとっては、その制度等についても知らないことが多く、しっかりした情報提供や相談体制が求められています。

そのため、学校での更なる学習支援や地域における日本語や社会に関する学習のサポートの重要性が高まっていることから、人材の確保等が急務となっています。

施策の方向性

外国人児童生徒を対象に、学校生活への円滑な適応のための支援を行います。また、日本人住民・外国人住民との交流イベントを開催し、相互理解を促進します。

主な取組

① 外国人児童生徒適応指導のための人員の配置

市内の小中学校に在籍する外国人児童生徒数は、年々増加しており、学校で日本語指導が必要な児童生徒数も増加しています。また、国籍についても多様化していく傾向にあり、学校においては、外国人児童生徒適応指導教室（※46）の相談員の需要がこれまで以上に高まることが予想されます。

現在、外国人児童生徒適応指導教室の相談員は3人おり、ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語を母語とした外国人児童生徒の日本語指導、学校からの配布物等の翻訳作業、保護者面談時の通訳等の業務に積極的に関わっています。

近年、中国籍の児童生徒の転入が目立ち、今後、3人の相談員に加え、中国語に対応した相談員の配置等も視野に入れ、外国人児童生徒の支援を充実します。

第3章 施策及び主な取組

② 外国人児童生徒の支援・指導の充実

外国人児童生徒のための補習教室「ふじ山教室」(※47)の管理・運営支援を行います。また、課題となっている高齢化による指導者の減少を見据えた指導員の確保や資質向上、教材・教具の確保等、増加する受入人数に対応できる教育環境の整備を行います。

児童生徒の学習の成果を発表する機会を設け、学習意欲の向上に努めます。保護者に対しても、就学案内・各種制度案内・教育及び子育て情報・生活に関する様々な情報を入手できるよう、広報紙やインターネット等、多様な手段で効果的な情報提供を行います。また、多言語での情報提供ができるよう翻訳・通訳者の人材発掘・スキルアップにも努めます。

③ 多文化を理解する教育の推進

国籍や民族の違いを問わず、全ての人が互いの違いを認め合い尊重する社会を実現するために、在住外国人及び異国の文化に触れる交流イベントや国際理解講座を実施し、異なる文化や生活習慣に対して正しい理解と認識を深めるよう努めます。

また、多文化を学ぶことにより自国の文化を見直す機会となるよう努めます。

④ 地域日本語教室の推進

静岡県では外国人住民の増加に伴い、多文化共生の街づくりの一環として多くの市で「対話交流型」の地域日本語教室が実施されています。

本市でも令和7年度より地域住民と外国人住民の相互理解、交流を目的とした多文化共生の場としての地域日本語教室の整備に取り組んでいます。

今後は、地域に暮らす外国人を対象として外国人保護者の支援につながるような運営を目指すとともに、日本語指導者の養成や拡充による体制整備を推進します。

(※45) 国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め、対等な関係を築きながら地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

(※46) 相談員が各校からの要請に基づき巡回教室方式で、活動を行っている。

(※47) 土曜日や夏休み等の長期休暇中に、外国人児童生徒が通う補習教室。御殿場小学校敷地内にあり、国際交流協会が施設の管理・運営を行っている。

政策 6 多文化共生と国際交流の推進



施策 (2) 国際姉妹都市及び諸外国との交流の推進

現状・課題

姉妹都市（※48）や友好交流都市（※49）との間で訪問団派遣・受入事業を行っていますが、参加者の年代等に偏りがあり、国際交流の意識が市民全体に定着していないのが現状です。

市民全体で交流を推進し、多くの市民が参加しやすいような事業を推進していく必要があります。

特に、ホームステイ受入事業については、子どもが日本に居ながらにして外国の文化や言語に触れることができる貴重な体験ではあるものの、ホストファミリーの応募が少なく、ほとんどがリピーターとなっており、新規開拓が難しい状況にあります。一方で、実際にホストファミリーとして外国人を受け入れた家庭へのアンケートによると、満足度が非常に高い傾向にあります。

このことから、事業の啓発により力を入れ、多くの家庭へ受入について働きかけ、ホストファミリーを組織化する等、体制の整備や市民の国際交流意識の向上が今後の課題となっています。

施策の方向性

姉妹都市及び諸外国との交流を推進するため、市民間、学校間において、文化やスポーツ等の幅広い分野の交流を図ります。

特に、次世代を担う子どもたちが、新たな価値を生み出すための想像力を養うことができるよう、国際的な交流ができる機会の拡大に努めます。

主な取組

① 都市間における国際協力の推進

文化や言語の異なる外国人と交流することで、普段、得られない情報の取得や貴重な体験をすることができ、またその経験を通じて本市の新たな一面を発見したり、その良さを再認識したりするきっかけとなります。

そのため、教育機関や市内にある様々な団体と協力して、姉妹都市及び友好交流都市間で優れた施策を学び、本市の発展に寄与するための協力をを行い、国・地域に限定せず、教育・文化・スポーツの分野での連携・交流を強化します。

第3章 施策及び主な取組

② 交流事業の推進

姉妹都市及び友好交流都市との派遣受入事業を引き続き推進します。

将来を担う子どもたちの国際的な視野を広げるため、また都市間の相互理解・友好親善を深めるために、児童生徒が外国人と交流できるよう機会の拡大に努めます。

姉妹都市であるビーバートン市をはじめ、海外からの学生訪問及びホームステイ受入事業や手紙の交換等を実施し、子ども達同士の交流ができる事業を展開します。

(※48) アメリカ合衆国の2つの都市（ペンシルベニア州チェンバースバーグ市及びオレゴン州ビーバートン市）と姉妹都市提携し、交流を行っている。

(※49) 平成28年7月28日に大韓民国の論山（のんさん）市と友好交流協定を結んだ。

政策 6

多文化共生と国際交流の推進



施策 (3)

国際化に対応できる人材の育成

現状・課題

近年では、グローバル化の進展や外国人観光客の増加など、市民が海外に関心を持つ機会が増えることから、ボランティアガイド養成講座や語学講座を充実していく必要がありますが、現在の講座は特定の言語に限られています。

市としては、子どもたちが海外に興味を持つよう、様々な機会を提供する必要があります。これまでも青少年海外交流派遣事業やホストファミリー等の事業を行っていますが、参加者の人数的な制約があり、学習意欲や交流意欲のある全ての人の希望に応えられていない状況です。

また、毎年参加者を募っている姉妹都市チェンバースバーグ市のウィルソン大学への留学生者については、希望者がいない状況が数年続いており、事業の啓発方法の改善が課題となっています。

海外の学校訪問やホームステイを体験する青少年海外教育交流事業は終了することから、高校生を対象としてオンライン交流を実施し、オンラインを活用した新たな形で継続的な交流を検討します。

施策の方向性

国際理解教育の推進を図るため、小中学校に外国人英語指導者（ALT）（※50）を配置します。

また、国際感覚を高めるため青少年の交流事業を推進します。更に「人づくり」に重点をおき、語学力にとどまらず国際化に対応できる幅広い視野を持った人材の育成を推進します。

主な取組

① 語学力・コミュニケーション能力等の向上

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、外国語の音声や表現に慣れ親しみながらコミュニケーション能力を養うために、市内全小学校にALTを配置します。中学校にも外国語を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと・話すこと・読むこと・書くことの基礎を養うために全校にALTを配置します。

また、学校行事等で複数のALTを活用したいときには、市内のALTを集中配置するなど、児童生徒にとって最も身近な外国人として、ALTを有効に活用しています。

更に、語学講座や中学生英語スピーチコンテストを実施し、語学力とともに児童生徒の自己表現力及び学習意欲の向上に努めます。

第3章 施策及び主な取組

② ボランティアの充実

外国人児童生徒のための補習教室「ふじ山教室」の円滑な管理・運営のために、引き続き指導員やボランティアの確保に努めます。また、外国人コミュニティのキーパーソンとなる人物の発掘・支援を行います。

海外からの来訪者のおもてなしとともに、児童生徒が積極的な国際交流が実施できるよう、翻訳・通訳者の人材発掘やスキルアップ、ガイド養成講座を実施します。

③ 国際理解の推進

在住外国人及び他国の文化に触れる交流イベントや国際理解講座を実施し、広い視野を持って異文化を理解します。そして、異なる習慣や文化を持った人々とともに生きていくための資質や能力の向上を図ります。

また、児童生徒が異なる文化や生活習慣に対する正しい理解と認識を持ち、国際交流への関心や理解を高められるような事業を行います。

同時に、自国の歴史や文化に対する理解を深めることで豊かな国際感覚を持った人づくりを推進します。

(※50) Assistant Language Teacherの略。小中学校の英語の授業等で担当教員が行う授業の補助をする。

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進捗管理と評価

第4章 計画の推進

1 教育計画の推進体制

「富士山のように大きな心を持った人づくり」を推進するためには、教育文化分野だけではなく、児童福祉・保健医療・産業・環境等、様々な分野との連携が欠かせません。

また、保護者会・PTA・子育て支援活動や地域において各種ボランティア活動を行っている団体、保健医療関係団体、社会教育委員や民生児童委員等の関係団体及び機関、自治会や企業等の組織との相互協力を更に高める必要があります。

このことを踏まえ、市役所内の関係部門はもとより、様々な分野の団体・機関・組織等と強固な連携を図り、行政と市民が協力して教育施策・事業の着実な推進を図ります。

更に、新たな教育課題への対応や教育施策の充実を図るために、国・静岡県教育委員会等との連携を一層推進するとともに、必要に応じて、国・静岡県教育委員会等に対して要望を行います。

2 計画の進捗管理と評価

本計画を効果的かつ着実に推進するためには、計画の定期的な点検と評価を基にした改善が不可欠です。教育委員会では、毎年、当該年度に実施する重点施策について、「御殿場市教育施策」として策定しています。

また「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、毎年、事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し公表しています。

評価の際には施策毎に課題を抽出し、評価結果に基づいた業務改善を行うことで、計画の実効性を高めていきます。

評価結果は、次年度以降の予算や施策に反映させるなど、PDCAサイクルの考え方に基づく進行管理を行います。

資料編

- 1 SDGs における目標と対応する政策
- 2 統計資料からみた本市の現状（詳細）
- 3 アンケート結果からみた本市の現状
- 4 第2期計画の振り返り

1

SDGs における目標と対応する政策



SDGsにおける個別目標と対応する政策

本市は「SDGs未来都市」として、市民の皆さんをはじめ、企業、団体等との多様なパートナーシップにより、世界遺産富士山の麓にふさわしく、環境・社会・経済をバランスよく発展させ、持続可能なまちづくりを推進しています。

第五次御殿場市総合計画においても、SDGs未来都市として持続的な発展を遂げていくための取組、未来に向けたまちづくりについて言及しています。

本計画における政策は、主に「【目標4】質の高い教育」に関連しつつ、地域連携や多文化共生の観点から「【目標11】持続可能なまちと地域社会」「【目標17】目標のために協力すること」等にも寄与するものです。

| | | |
|-----------------------------|--------------------------------|--|
| <p>2 飢餓をゼロに</p> | <p>【目標2】 飢餓をなくすこと</p> | <p>政策1 人を育む環境の充実</p> |
| <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | <p>【目標3】 健康と福祉</p> | <p>政策4 スポーツの振興</p> |
| <p>4 質の高い教育をみんなに</p> | <p>【目標4】 質の高い教育</p> | <p>政策1 人を育む環境の充実 政策2 生涯学習と地域活動の推進 政策3 文化・芸術活動の振興 政策5 歴史と文化の継承</p> |
| <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> | <p>【目標10】 不平等を減らすこと</p> | <p>政策6 多文化共生と国際交流の推進</p> |
| <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> | <p>【目標11】 持続可能なまちと地域社会</p> | <p>政策2 生涯学習と地域活動の推進 政策3 文化・芸術活動の振興 政策6 多文化共生と国際交流の推進</p> |
| <p>16 平和と公正をすべての人に</p> | <p>【目標16】 平和で公正な社会</p> | <p>政策1 人を育む環境の充実</p> |
| <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> | <p>【目標17】 目標のために協力すること</p> | <p>政策2 生涯学習と地域活動の推進 政策3 文化・芸術活動の振興 政策4 スポーツの振興 政策6 多文化共生と国際交流の推進</p> |

2

統計資料からみた本市の現状（詳細）

(1) 心の教育、教育環境の整備と地域連携

令和3年からの推移を見ると、小学校児童数・中学校生徒数ともに減少しており、5年間で小学校児童数は600人以上、中学校生徒数は300人以上減少しています。



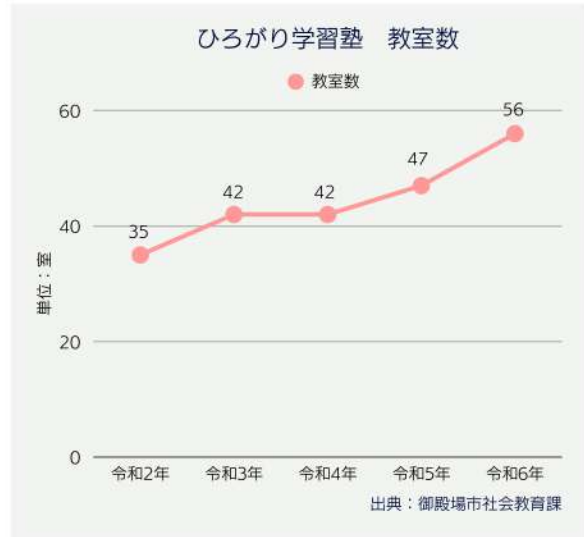
| 家庭教育学級 学級生数 | |
|-------------|----------|
| 年度 | 家庭教育学級生数 |
| 令和2年 | 884 |
| 令和3年 | 892 |
| 令和4年 | 791 |
| 令和5年 | 747 |
| 令和6年 | 903 |

出典：御殿場市社会教育課

資料編

(2) 生涯学習、地域活動

令和3年からの推移を見ると、ひろがり学習塾の教室数・受講者数は増加傾向にあります。また、ここ10年間の市立図書館の利用者数を見ると、減少傾向にあります。



※ひろがり学習塾…「自分で学び、みんなで学び、みんなから学ぶ」を合言葉に、市民が学び合う形で、年間40～50講座を開講。

| 市立図書館の利用状況 | | | | | | | | | | |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 年度 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 登録者数(人) | 44,598 | 46,282 | 47,718 | 49,360 | 50,942 | 51,534 | 52,821 | 54,159 | 55,408 | 56,868 |
| 入館者数(人) | 291,045 | 282,158 | 275,623 | 278,335 | 258,014 | 139,941 | 158,542 | 156,847 | 163,949 | 163,087 |
| 利用者数(人) | 107,588 | 105,355 | 103,219 | 101,308 | 95,658 | 65,842 | 79,953 | 83,537 | 82,625 | 80,384 |
| 貸出冊数(冊) | 549,612 | 536,231 | 525,353 | 514,665 | 485,097 | 358,447 | 406,971 | 399,179 | 375,564 | 356,338 |
| 蔵書数(冊) | 269,738 | 271,679 | 273,203 | 274,413 | 276,741 | 277,842 | 280,581 | 281,583 | 282,438 | 283,322 |

出典：御殿場の教育

資料編

(3) 文化・芸術活動

令和2年からの推移を見ると、新型コロナウイルスで落ち込んだ市民会館利用者数も令和3年以降は回復し、年間10万人以上が利用しています。また、東山旧岸邸来館者数は令和4年以降は2万人台で推移しています。



(4) スポーツ振興

ここ10年間のスポーツ推進委員年間講師派遣数の推移を見ると、新型コロナウイルスで派遣を縮小した令和2年以降は、以前と同様の推移をしています。また、スポーツ賞賜金交付人数を見ると、令和6年度に交付要綱の一部改正を実施し、対象区分を増やしたことなどにより増加しています。



資料編

(5) 歴史・文化

本市の宝である世界文化遺産に登録された富士山をはじめ、市民はさまざまな自然・文化・歴史に囲まれて生活しています。

末永く市民がこれらを楽しむことができるよう守り伝えていく必要があります。

| 指定・登録文化財一覧 | 種 類 | | 名 称 | 指定年月日 |
|------------|---------|------------|------------------|-------------|
| | 国指定 | 特別名勝 | | 富士山 |
| 史跡 | | | 富士山 | 平成23年2月7日 |
| 天然記念物 | | | 駒門風穴 | 大正11年3月8日 |
| 天然記念物 | | | 印野の熔岩隧道 | 昭和2年4月8日 |
| 重要文化財 | | | 手焙形土器 | 昭和48年6月6日 |
| 重要無形民俗文化財 | | | 沼田・大坂の湯立神楽 | 令和4年3月23日 |
| 特別天然記念物 | | | カモシカ | 昭和30年2月15日 |
| 天然記念物 | | | ヤマネ | 昭和50年6月26日 |
| 県指定 | 史跡 | | 深沢城跡 | 昭和35年2月23日 |
| | 天然記念物 | | 二枚橋の柏 | 昭和32年12月25日 |
| | 天然記念物 | | 永塚の大杉 | 昭和35年2月23日 |
| | 天然記念物 | | 宝永のスギ | 昭和38年2月19日 |
| | 天然記念物 | | 川柳浅間神社の杉 | 昭和38年12月27日 |
| | 工芸 | | 刀銘(葵文) 主水正藤原正清 | 昭和37年6月15日 |
| | 工芸 | | 刀銘備州長船家重 | 昭和41年3月22日 |
| 市指定 | 天然記念物 | | 駒門の大孫樹 | 昭和55年5月27日 |
| | 天然記念物 | | 二岡神社の社叢 | 昭和62年3月3日 |
| | 天然記念物 | | 神山のタブノキ | 平成2年12月1日 |
| | 天然記念物 | | 印野内山のヒノキ | 平成6年2月1日 |
| | 無形民俗文化財 | | 鮎沢の祈禱三番 | 昭和48年12月24日 |
| | 無形民俗文化財 | | 東山の湯立神楽 | 令和8年2月20日 |
| | 無形民俗文化財 | | 北久原の湯立神楽 | 令和8年2月20日 |
| | 工芸 | | 二岡神社の灯籠 | 昭和47年9月11日 |
| | 工芸 | | 善龍寺の喚鐘 | 昭和47年9月11日 |
| | 工芸 | | 光真寺の三十三体仏 | 平成5年1月5日 |
| | 工芸 | | 久成寺の鯛口 | 平成12年8月1日 |
| | 建造物 | | 林氏の長屋門 | 平成5年1月5日 |
| | 建造物 | | 旧石田家住宅 | 平成11年3月18日 |
| | 建造物 | | 旧秩父宮御殿場御別邸 | 平成12年3月27日 |
| その他(科学技術) | | 阿部雲気流博物館資料 | 令和3年3月24日 | |
| 国登録 | 建造物 | | 神山復生病院事務所棟 | 平成18年3月2日 |
| | 建造物 | | 富士カントリー倶楽部クラブハウス | 平成24年2月23日 |
| | 建造物 | | YMCA東山荘フィッシャー館 | 令和2年8月17日 |
| | 建造物 | | YMCA東山荘齊藤記念館 | 令和2年8月17日 |
| | 建造物 | | 旧岸邸 | 令和3年10月14日 |

資料編

(6) 多文化共生・国際交流

ここ10年間の外国人人口の推移を見ると、令和6年には3,020人と3,000人を超え、平成27年の1,698人のおよそ2倍となっています。



3

アンケート結果からみた本市の現状

■ 調査対象

- ・御殿場市内の10小学校に在籍する…5年生（681人）…6年生（723人）
- ・御殿場市内の6中学校に在籍する…1年生（689人）…2年生（730人）…3年生（739人）

※調査対象の児童・生徒数は令和7年5月1日現在の人数。

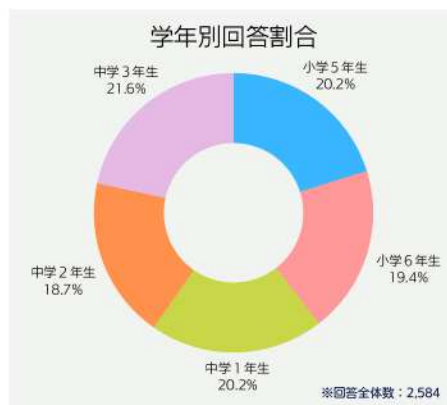
■ 調査期間

- ・令和7年10月19日（金）～11月7日（金）

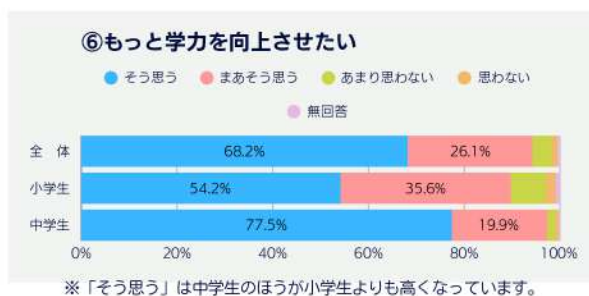
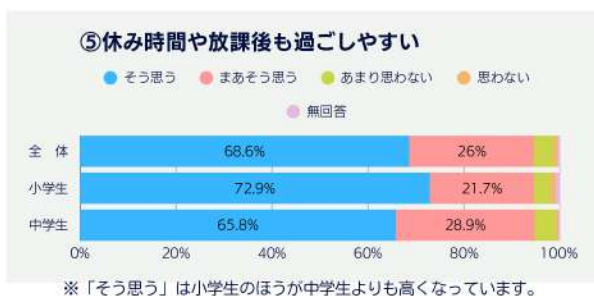
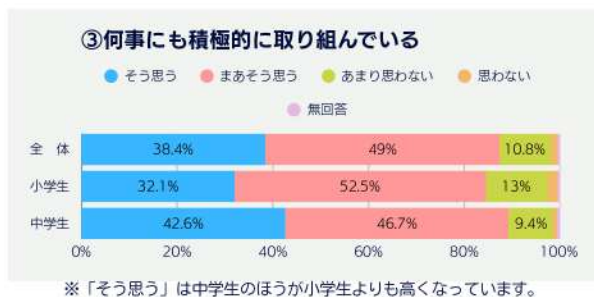
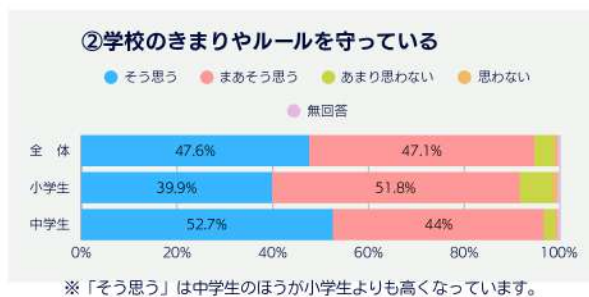
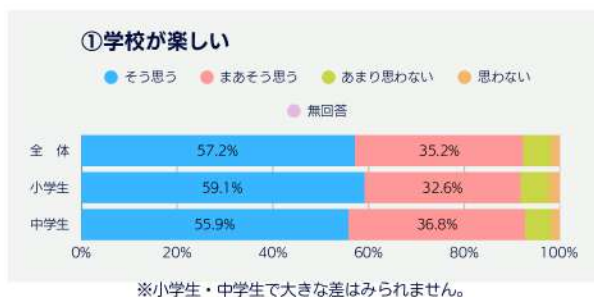
■ 調査結果

- ・アンケート内容や結果は次のとおり

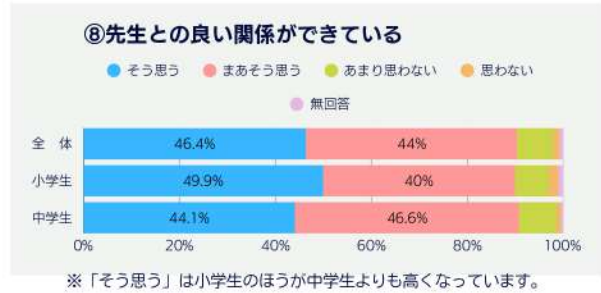
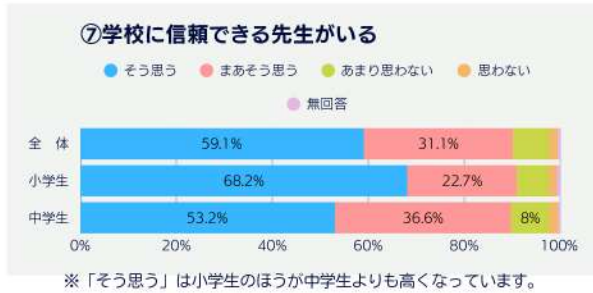
※アンケートの回答人数合計…2,584人（内訳：小学生…1,023人・中学生1,561人）



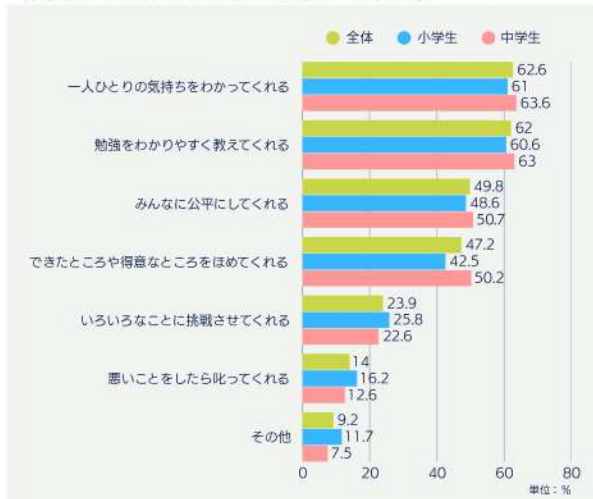
【問4】 次の内容について、あなたが感じていることを選んでください。



資料編

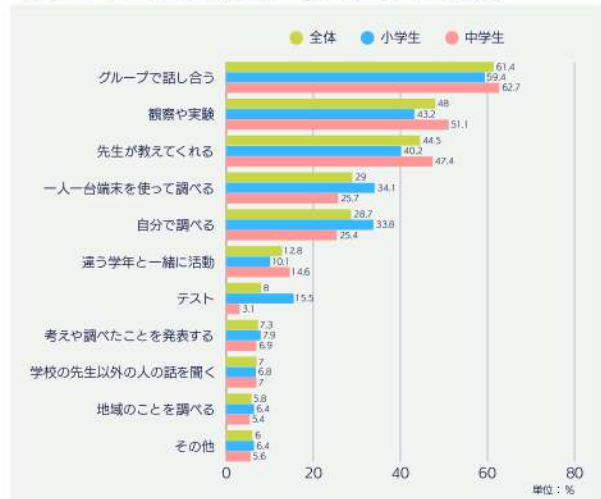


【問5】どのような先生が好きですか。



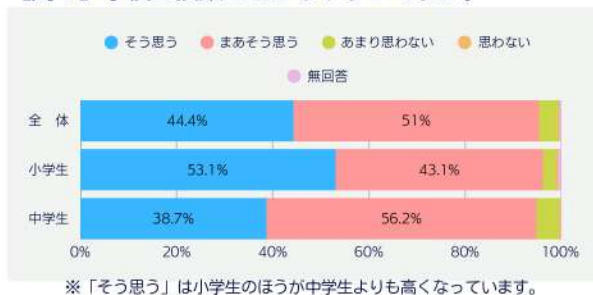
※「できたところや得意なところをほめてくれる」は中学生のほうが小学生よりも高くなっています。

【問6】どのような授業・学習が好きですか。

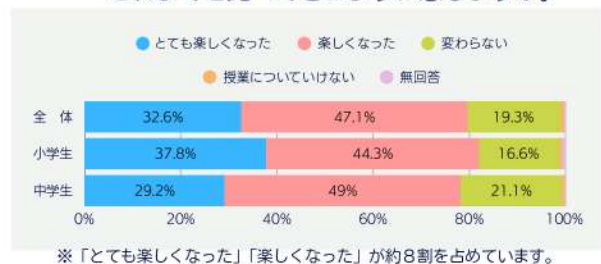


※「観察や実験」「先生が教えてくれる」学習は中学生のほうが小学生よりも高くなっています。

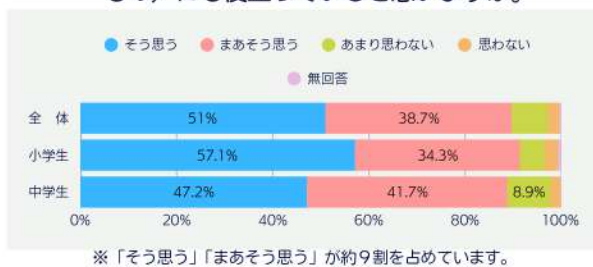
【問7】学校の授業はわかりやすいですか。



【問8】1人1台端末を使った授業はこれまでと比べてどのように感じますか。

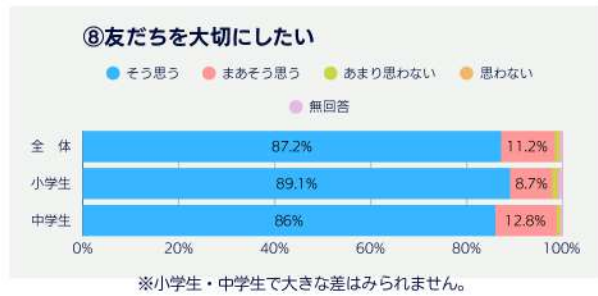
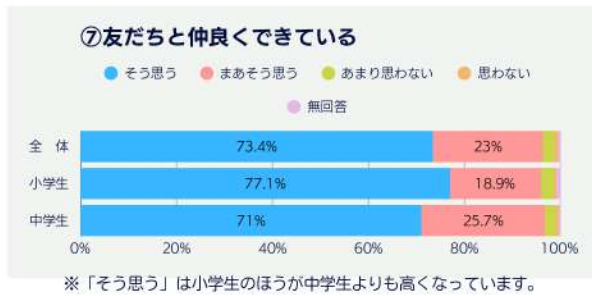
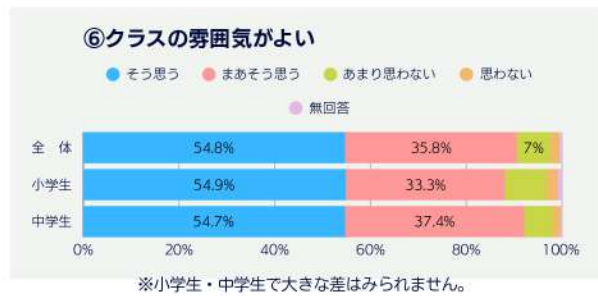
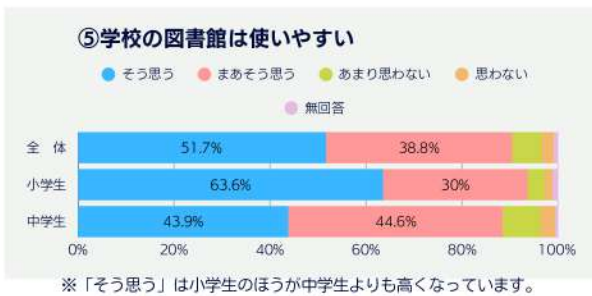
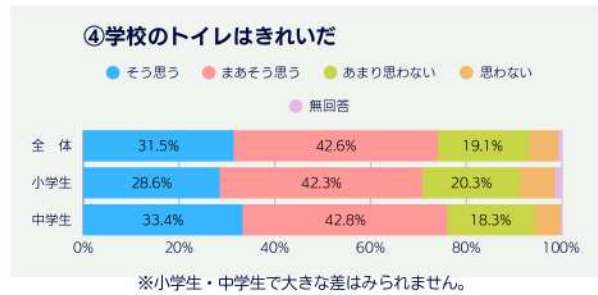
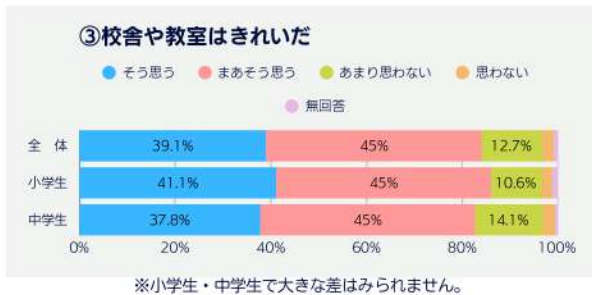
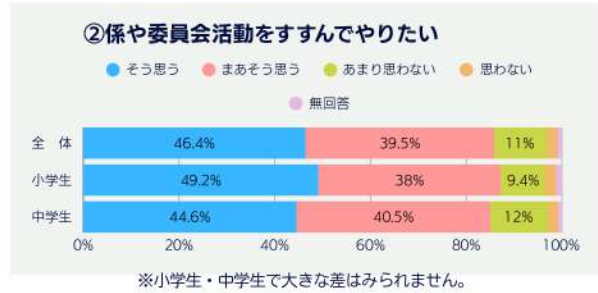
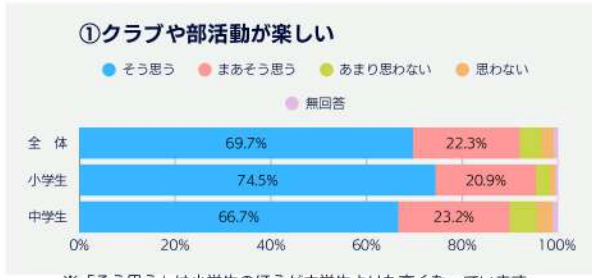


【問9】1人1台端末は授業以外（家庭学習や調べもの）にも役立っていると思いますか。

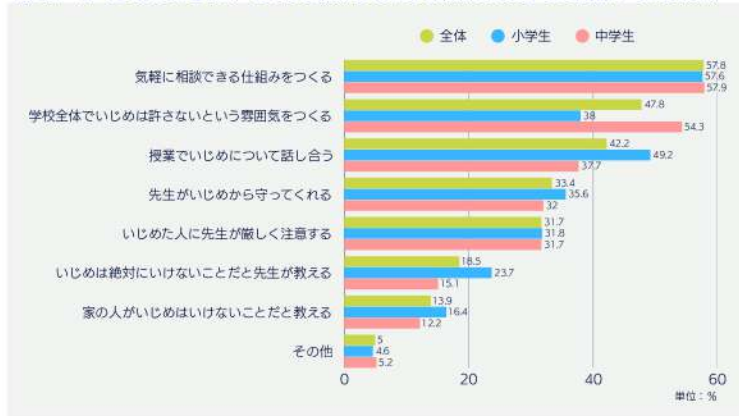


資料編

【問10】 次の内容について、あなたが感じていることを選んでください。

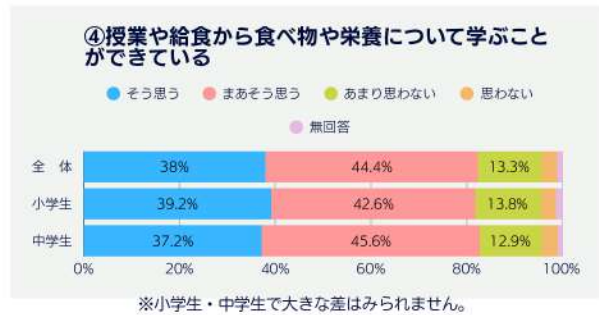
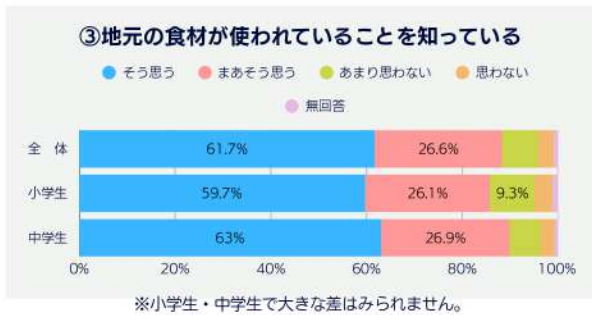
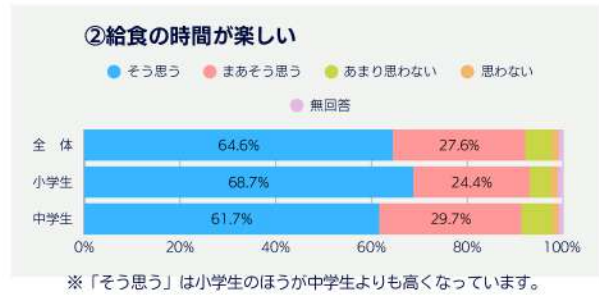
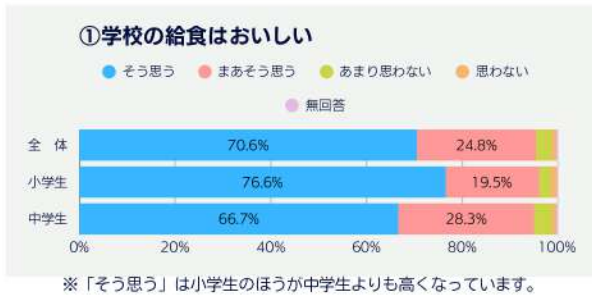


【問11】 どうしたらいじめを減らしたり解決できると思いますか。

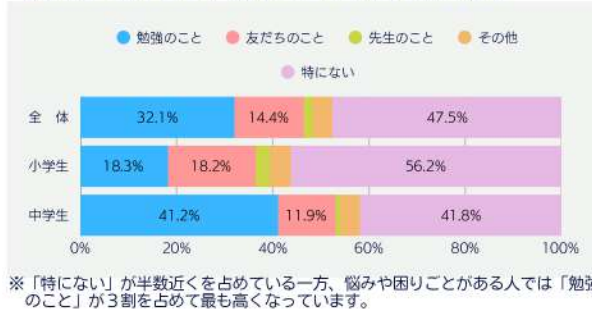


資料編

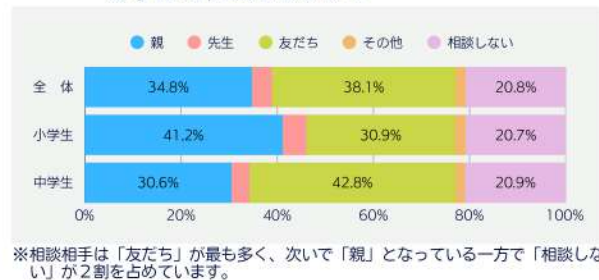
【問12】 次の内容について、あなたが感じていることを選んでください。



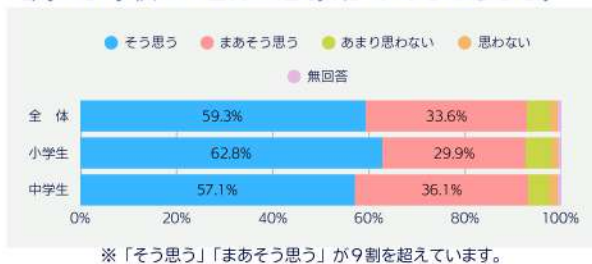
【問13】 悩みごとや困ったことがありますか。



【問14】 悩みごとや困ったことがある場合、まず誰に相談しますか？

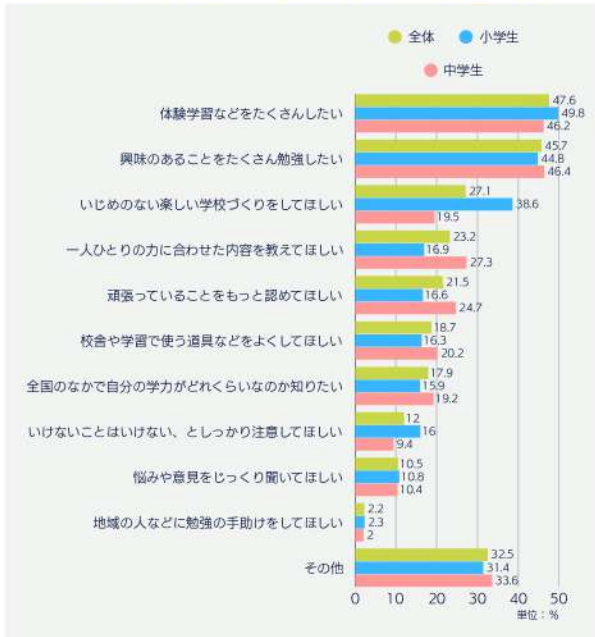


【問15】 学校に「自分の居場所」があると感じる。



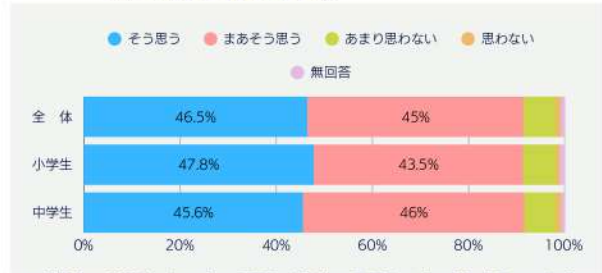
資料編

【問16】学校や先生に、どのようなことを望みますか。



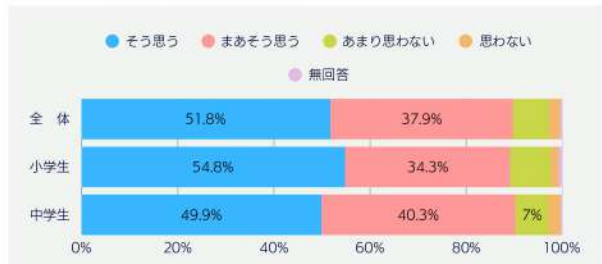
※「いじめのない楽しい学校づくり」「いけないことはいけないと注意してほしい」は小学生のほうが中学生よりも高くなっています。一方、「一人ひとりの力に合わせた内容を教えてほしい」「頑張っていることを認めてほしい」は中学生のほうが小学生よりも高くなっています。

【問17】学校には、いろいろな人を大事にする雰囲気がありますか。



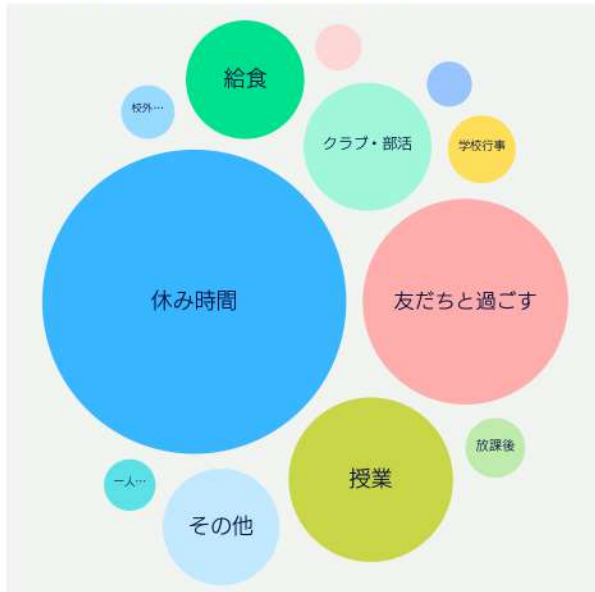
※小学生・中学生ともに「そう思う」「まあそう思う」が9割を超えています。

【問18】学校生活で「幸せ」や「安心」を感じることがありますか。



※小学生・中学生ともに「そう思う」「まあそう思う」が9割を超えています。

【問19】①学校で楽しい時間は何ですか。



※「休み時間」が最も多く、次いで「友だちと過ごす」「授業」となっています。

【問19】②学校で楽しい場所はどこですか。



※「教室」が最も多く、次いで「図書館」「校庭」となっています。

【問20】学校以外で本を読みますか（電子書籍含む）。



※「あまり読まない」「ほとんど読まない」人のほうが「毎日読む」「よく読む」より多くなっています。

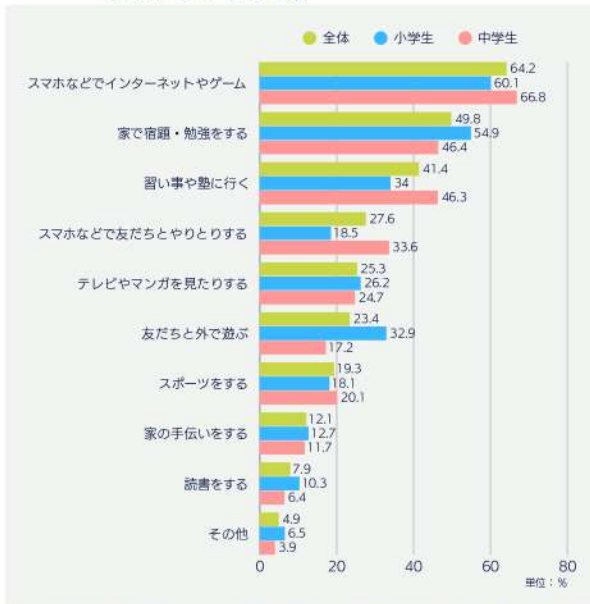
【問21】学校以外で運動（スポーツ）をしていますか。



※「毎日する」「よくする」が約6割を占めており、運動する人のほうが多くなっています。

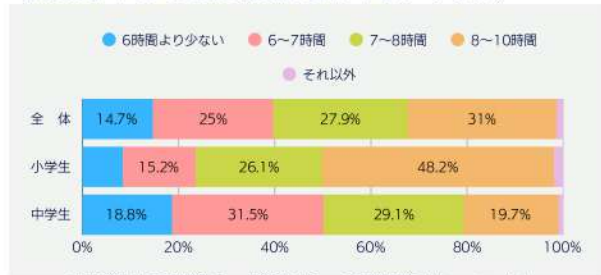
資料編

【問22】 学校から帰ったらどのようなことに使う時間が多ですか。



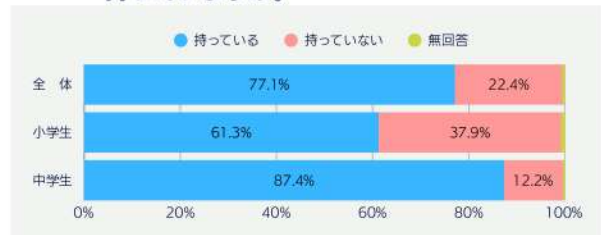
※「家で宿題・勉強をする」「友だちと外で遊ぶ」や小学生、「習い事や塾に行く」「スマホなどで友だちとやりとりする」は中学生の方が高くなっています。

【問23】 平日の睡眠時間はどれくらいですか。



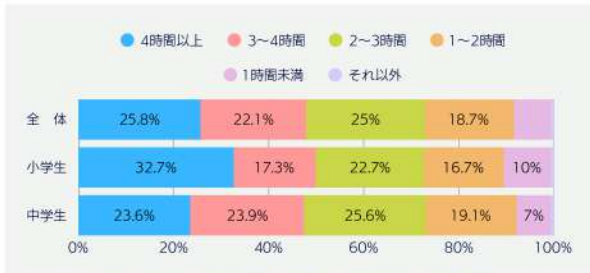
※小学生は8時間以上、中学生は6～8時間が多くなっています。

【問24】 自分だけが使うスマホや携帯電話を持っていますか。



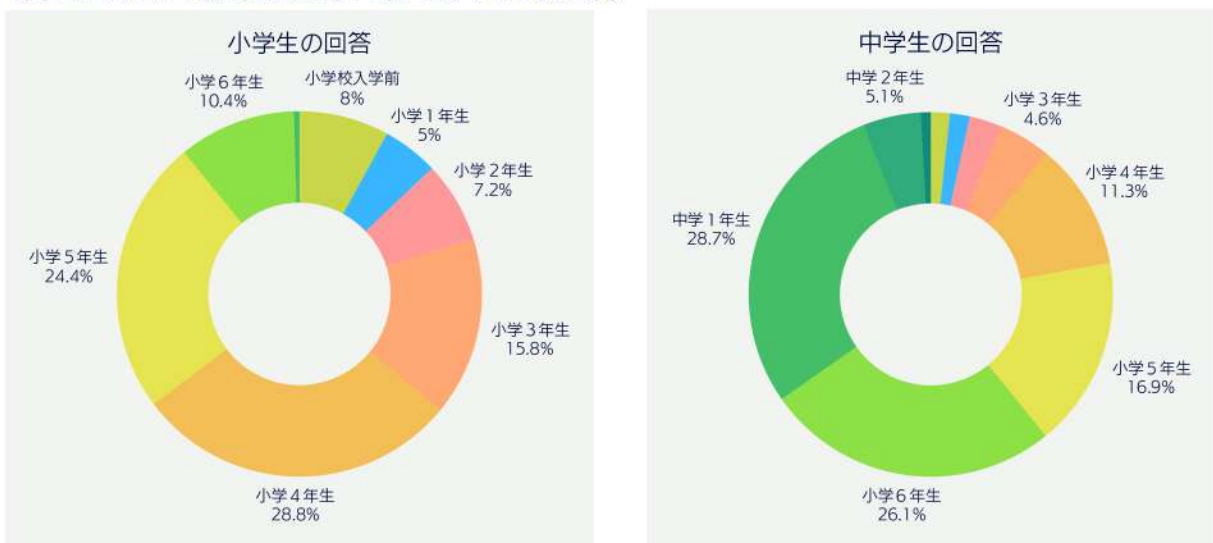
※「持っている」は小学生は約6割（1,023件）、中学生は約9割（1,366件）。

【問25】 平日にスマホや携帯電話をどのくらい使っていますか。



※およそ半数が3時間以上使っていると回答しています。

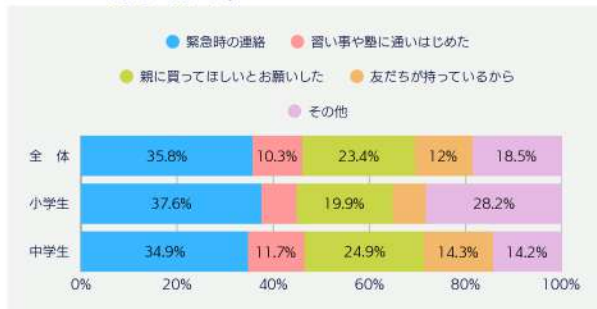
【問26】 スマホや携帯電話は何年生から持っていますか。



※スマホや携帯電話を持ちはじめた時期は、小学4年生から中学1年生の間で持つ人が多くなっています。

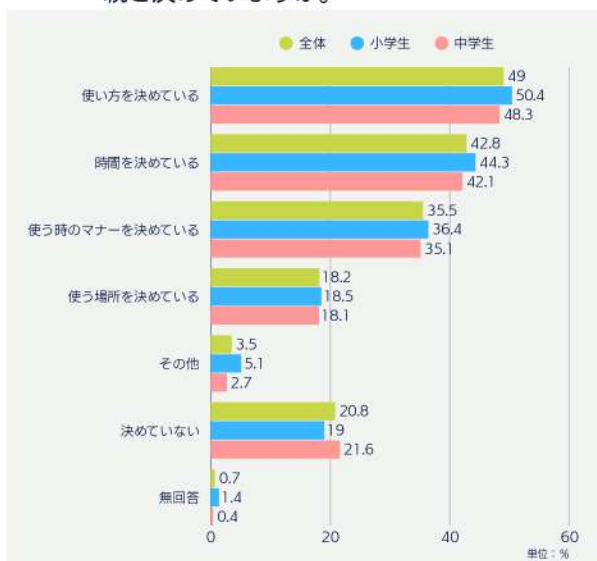
資料編

【問27】スマホや携帯電話を持ち始めた理由は何ですか。



※「緊急時の連絡のため」が最も高い割合となっています。

【問29】スマホや携帯電話を使う時のルールを親と決めていますか。



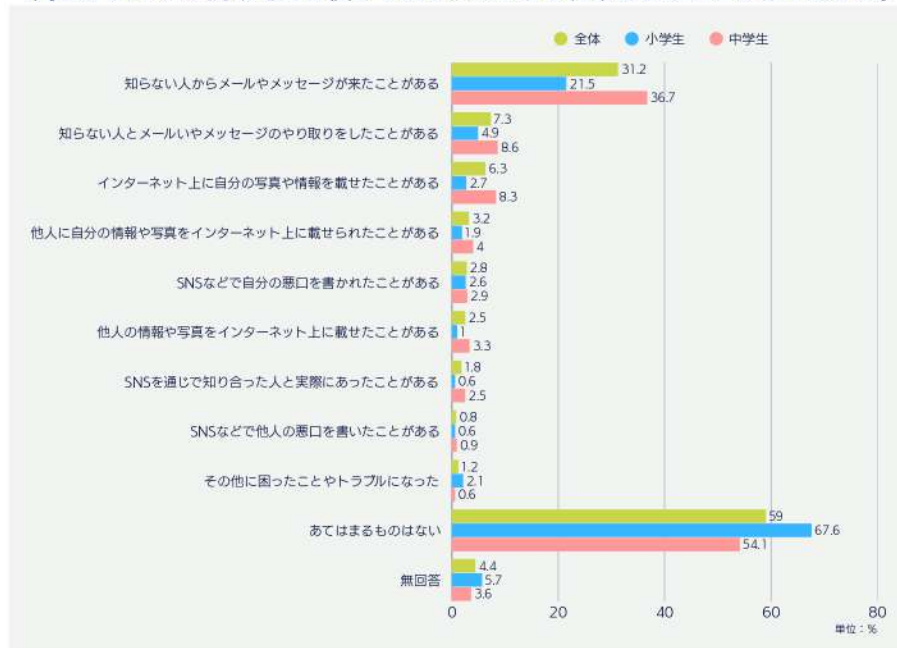
※「使い方を決めている」はアプリやゲームのやり方、動画サイトの見かたなどについて、時間やマナーも含めて決めている家庭が多い一方、「決めていない」が約2割います。

【問28】スマホや携帯電話をどのように利用していますか。



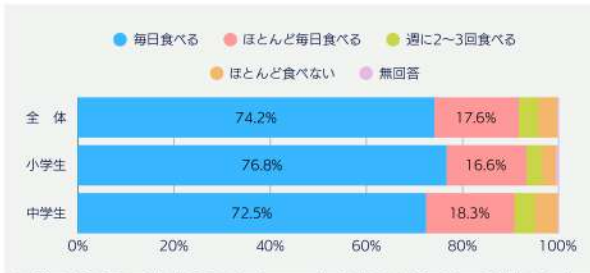
※「友だちと連絡する」ために利用する割合が最も多く、中学生ではSNSや勉強で利用する割合も小学生に比べて高くなっています。

【問30】スマホや携帯電話を使って次のような経験をしたことがありますか。



資料編

【問31】 朝ごはんを毎朝食べていますか。



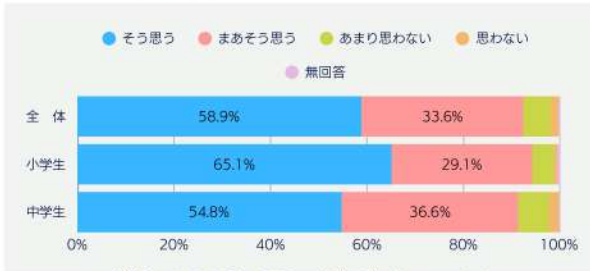
※「毎日食べる」がおおよそ75%となっていますが25%は食べない日があります。

【問32】 ひとりで夕ごはんを食べることがありますか。



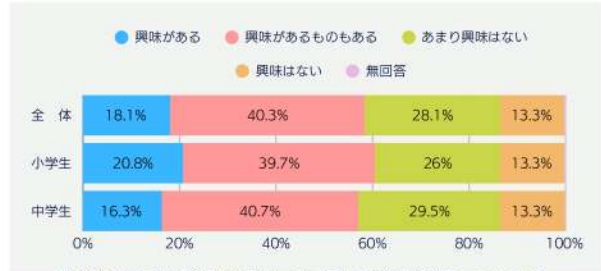
※「ほとんどない」が5割を超えています。中学生は「毎日」「よくある」が約2割となっています。

【問33】 あなたは家族とのふれあいを大切にしたいと思いますか。



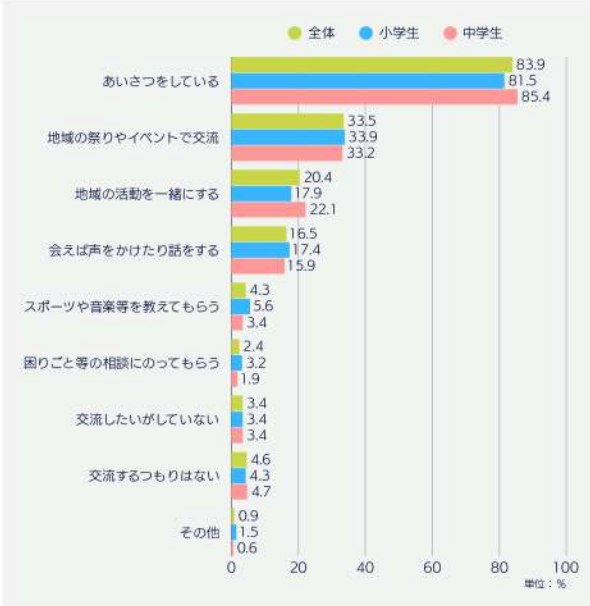
※小学生のほうが「そう思う」割合が高くなっています。

【問34】 あなたは地域や歴史の文化に興味がありますか。



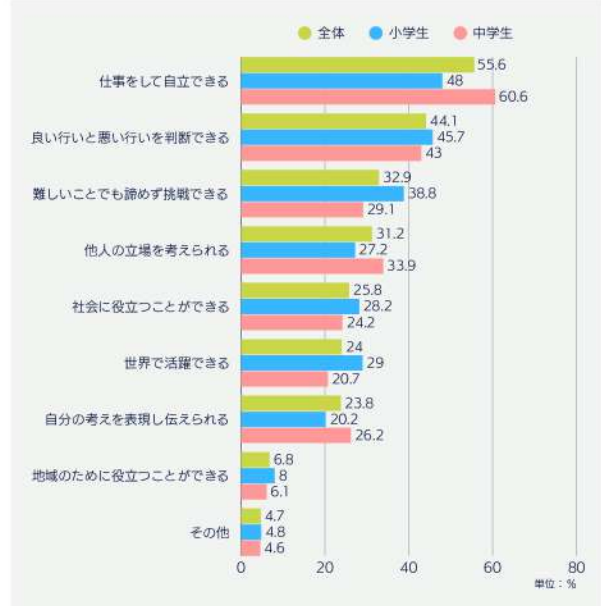
※「興味がある」「興味があるものもある」が約6割となっています。

【問35】 地域の人たちとどのように接していますか。



※会ったときに「あいさつをしている」が8割以上となっています。

【問36】 将来どのような大人になりたいと思いますか。



※「仕事をして自立できる」が最も多くなっています。「難しいことでも諦めず挑戦できる」「世界で活躍できる」は小学生、「他人の立場を考えられる」「自分の考えを表現し伝えられる」は中学生のほうが多くなっています。

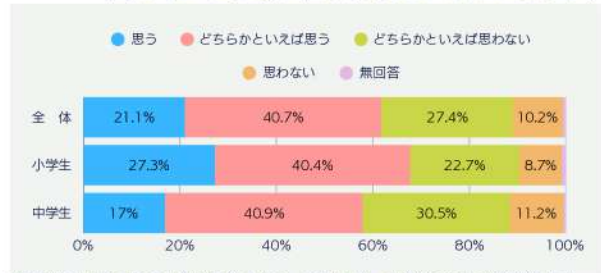
資料編

【問37】 将来どのような仕事（業種）をしたいですか。



※「スポーツ選手」が最も多く、次いで「獣医・トリマー・ペットショップ」「幼稚園・保育園の先生」「動画投稿者」となっています。

【問38】 あなたは大人になっても御殿場市や、現在住んでいる地域に住み続けたいと思いますか。



※「思う」「そう思う」が6割以上となっています。小学生のほうが中学生よりも高くなっています。

【問39】 これからの学校生活でやってみたいこと、学校に変わってほしいことはありますか。



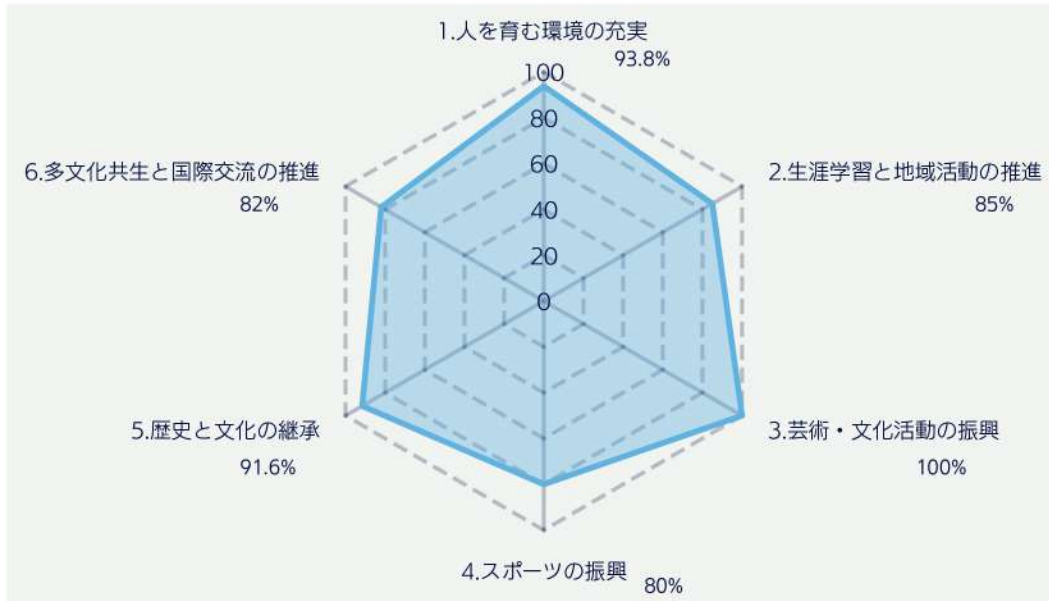
※自由記述で意見をいただきました。(回答数に応じた円の大きさになっています。)
「行事・イベント」についての意見が多く、次いで「施設・備品」「授業時間・内容」「校則」等に関する意見がありました。

資料編

4 第2期計画の振り返り

各政策の進捗度について、定量・定性で判断しました。また、第3期計画における事業の必要性についても振り返りを行いました。

■ 政策別の進捗 進捗度（定量）

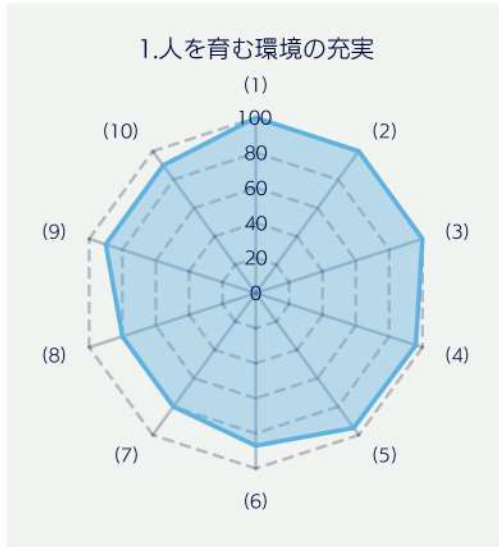


| 政策別 | 100% | 80% | 60% | 40% | 20% | 0% | 総計 |
|-----------------|------|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 1.人を育む環境の充実 | 28 | 10 | 1 | | | | 39 |
| 2.生涯学習と地域活動の推進 | 5 | 5 | 2 | | | | 12 |
| 3.芸術・文化活動の振興 | 8 | | | | | | 8 |
| 4.スポーツの振興 | | 17 | | | | | 17 |
| 5.歴史と文化の継承 | 8 | 3 | 1 | | | | 12 |
| 6.多文化共生と国際交流の推進 | 2 | 7 | 1 | | | | 10 |
| 総計 | 51 | 42 | 5 | | | | 98 |

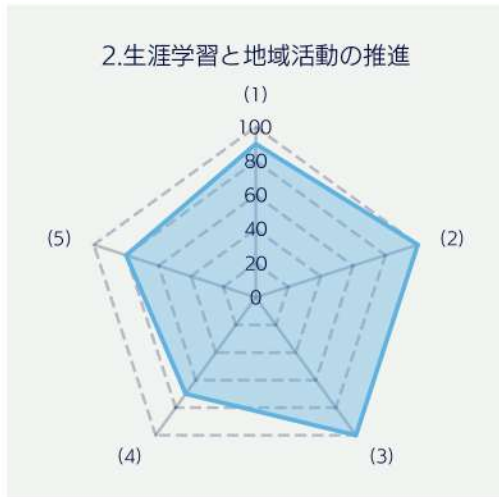
※各政策の主要施策における主な取組について、表のとおり進捗度を評価しました。全体の平均進捗度は89.3%です。各政策の進捗度はレーダーグラフのとおりです。

資料編

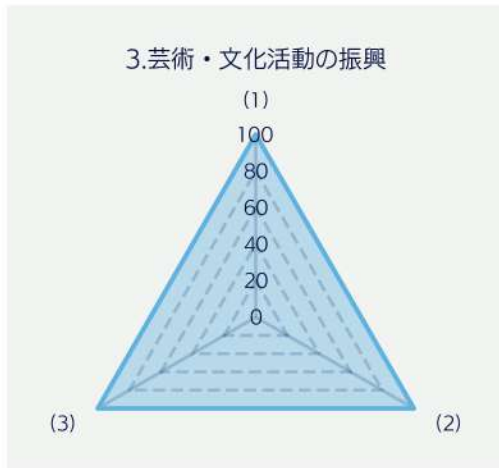
■ 取組別の進捗
進捗度（定量）



- (1) 乳幼児期における教育の充実 ...100%
- (2) 人間力と社会力を核とした教育の充実 ...100%
- (3) キャリア教育の充実 ...100%
- (4) 開かれた学校・魅力ある学校づくりの推進 ...96%
- (5) 教職員・指導者の人材確保・育成 ...95%
- (6) 学校などの教育施設・設備の充実 ...87%
- (7) 学校給食の充実 ...80%
- (8) 高等教育等の支援の推進 ...80%
- (9) 家庭教育力、地域教育力の向上 ...90%
- (10) 青少年の健全育成 ...90%



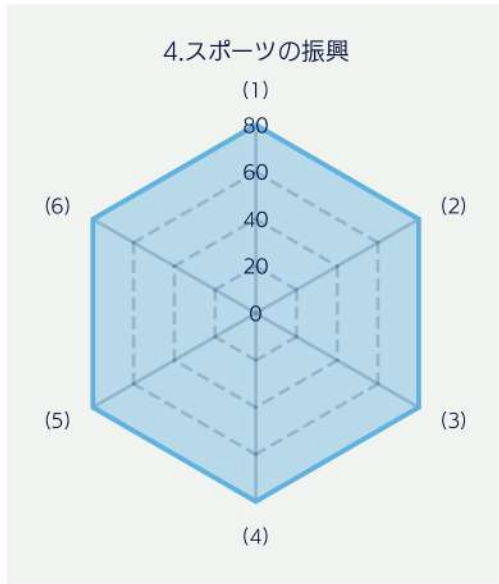
- (1) 学習機会の提供、学習成果の発信 ...90%
- (2) 地域づくり活動の支援 ...100%
- (3) 社会教育関係団体等の活動支援 ...100%
- (4) 図書館機能の充実 ...70%
- (5) 自治会等の自主的な活動の支援と地区集会施設の整備 ...80%



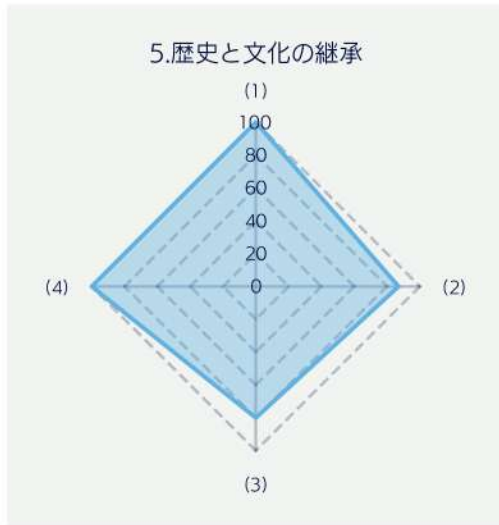
- (1) 芸術・文化活動機会の充実 ...100%
- (2) 芸術・文化活動体制の強化 ...100%
- (3) 芸術・文化活動基盤の確保 ...100%

資料編

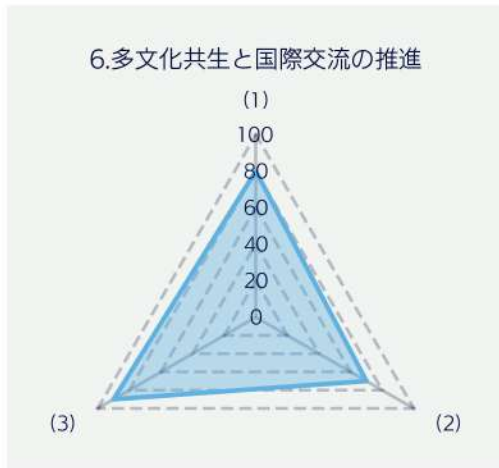
■ 取組別の進捗
進捗度（定量）



- (1) 生涯スポーツの振興 ...80%
- (2) 競技スポーツの振興 ...80%
- (3) スポーツ関連施設の適切な整備と運営 ...80%
- (4) スポーツ振興を支える体制と人材の育成 ...80%
- (5) 東京2020大会レガシーを活用したスポーツ振興と交流の促進 ...80%
- (6) ナショナルトレーニングセンターの活用 ...80%



- (1) 歴史と文化の調査・研究と支援 ...100%
- (2) 文化財等の公開・展示と活用 ...87%
- (3) 世界遺産富士山の保全と啓発 ...80%
- (4) 郷土資料館の整備 ...100%



- (1) 多文化共生の推進 ...80%
- (2) 国際姉妹都市及び諸外国との交流の推進 ...70%
- (3) 国際化に対応できる人材の育成 ...90%



第3期 御殿場市教育振興基本計画

2026
|
2030

令和8年4月

御殿場市教育委員会事務局 教育部 教育総務課
〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地 ☎0550-82-4520